

2024年度 助成事業報告会

2025年11月17日（月）18：30～20：00

1. 主催者挨拶

2. 消費者庁 長官 ご挨拶

3. 助成事業報告会

- ・第一部 自由診療に係る差止請求の取組み

- ・第二部 被害回復訴訟の展開

4. 閉会挨拶

- ・録音・録画は固くお断りします。

- ・カメラはオフ、マイクはミュートにしてください。

- ・入室の際にはお名前を申込者名にして下さい。

- ・記録用に録画をしております。

- ・質疑・応答の時間は設けておりません。



消費者団体訴訟等支援法人
認定NPO法人
消費者スマイル基金



第15回助成事業 助成団体決定（2025年1月30日）

助成総額：270万円／8団体（出典：https://www.smile-fund.jp/subsidy/subsidy_15_result.html）

① 特定適格消費者団体向け（被害回復）

団体名	金額	結果公表日	事業種別・概要
消費者支援ネット北海道	30万円	2024/6/28	不動産賃貸業者／町内会費を入居者から徴収し未払→裁判外被害回復

② 適格消費者団体（含む目指す団体）差止請求

団体名	金額	提訴日	事業種別・概要
消費者ネット広島	40万円	2024/5/31	靈園運営宗教法人／不当条項（消費者契約法9条1項1号）
消費者機構日本	40万円	2024/9/10	再生医療を標榜する医療社団法人／景表法違反の優良誤認広告
やまなし消費者支援ネット	40万円	2024/9/17	スポーツジム／免責・返金不当条項（消費者契約法8・10条）
なら消費者支援ねっと	30万円	2024/6/27	NTT回線戻し代行業／不当解約金・書面不交付是正
消費者被害防止ネットワーク東海	30万円	2024/7/23	スポーツジム／損害賠償免責・会費返金条項のは是正
消費者支援かながわ	30万円	2024/7/30	家事代行サービス／損害賠償免責条項のは是正
消費者支援ネットワークいしかわ	30万円	2024/11/8	放送受信契約／免除届怠慢時の割増規定削除

第16回助成事業 助成団体決定（2025年8月6日）

助成総額：300万円／9団体（出典：https://www.smile-fund.jp/subsidy/subsidy_16_result.html）

① 特定適格消費者団体向け（被害回復）

団体名	金額	審理	事案概要
消費者機構日本	55万円	一審	電力小売業者による旧契約者への改定後約款適用→不当利得返還確認訴訟
消費者支援機構関西	45万円	控訴審	脱毛エステ契約後にサービスをセルフ化→代金返還請求（不当利得返還）

② 適格消費者団体（含む目指す団体）差止請求

団体名	金額	事案概要
消費者支援ネット北海道	30万円	探偵業の不当条項（調査委任契約）是正
消費者ネットおかやま	30万円	エネルギークーリース契約の中途解約金・違約金条項のは正
消費者支援ネットワークいしかわ	30万円	美大受験予備校の契約書・HP表示を特商法42条適合に是正
消費者被害防止ネットワーク東海	30万円	美容整形クリニックの損害賠償放棄条項削除
消費者市民ネットとうほく	30万円	教育サービスの返金条項を消契法適合に改訂
埼玉消費者被害をなくす会	30万円	通販サイトの誤認表示画面を修正（特商法違反対応）

③ 非営利法人（適格を目指す団体）

団体名	金額	事案概要
しづおか消費者ユニオン	20万円	スポーツクラブの解約金が「平均的損害」超過→是正要求し修正

クラウドファンディング『防ごう！悪質訪販リフォーム』 寄附金助成実施報告（2025年9月16日）

39名の方々からの寄附金277,000円 + 基金助成223,000円 = 合計助成枠500,000円
(出典：https://www.smile-fund.jp/info/20250916_01.html)

助成対象団体・活動概要

団体名	助成額	活動概要
消費者支援ネット北海道	205,000円	欠陥住宅・悪質リフォーム被害者向け特別無料相談会（10/4実施）
大分県消費者問題ネットワーク	180,000円	外壁塗装訪販における「クーリング・オフできない」説明行為是正の差止訴訟
消費者市民ネットとうほく	115,000円	ぼったくりレスキュー商法防止学習講演会（10/18開催）

ご寄附くださった皆様のご支援に心より感謝申し上げます。

本助成を通じて、悪質訪問販売被害の未然防止・拡大防止に貢献してまいります。



2025年11月17日助成事業報告会資料

消費者契約法に抵触する美容整形 クリニックの同意書への申入れ

消費者被害防止ネットワーク東海 柏植直也（弁護士）

I まゆりな c l i n i c 名古屋栄

- ・名古屋の中心街にある美容皮膚科
- ・シミ・ニキビ・しわ治療を専門とする
- ・自由診療による診療、手術等を提供する医療機関

II 本件で問題となった条項

・損害賠償請求権の全部を免除させる条項

施術等を申し込んだ消費者に対して徴求している「**【同意書】**」の末尾に

「施術者及びクリニックへの損害賠償請求や訴訟の権利を放棄いたします。」

と記載していた。

消費者契約法 8条 1項

1号

事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項

⇒ 無効

3号

消費者契約における事業者の債務の履行に際して損害を被ったる場合に、当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項

⇒ 無効

消費者契約法 10条

消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関する規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

⇒ 無効

III 申入れの経過

1 2024年7月23日 申入書発送

[申入れの内容]

上記同意書の文言を削除してください。

[申入れの理由]

- ・ クリニックへの損害賠償請求を放棄させる部分は、事業者の債務不履行及び不法行為による消費者に生じた損害賠償責任の全部を放棄させる内容であり、**消費者契約法 8条1号及び3号**に違反して無効である。
- ・ 施術者に対する損害賠償請求を放棄させる部分は、民法709条による損賠賠償の権利を事業者の地位を利用して一方的に消費者に不利に変更するものであり、信義則に反して消費者の利益を害するものであり、**消費者契約法 10条**に違反し、無効である。
- ・ 施術者及びクリニックに対する訴訟の権利を放棄させる部分は、憲法32条の裁判を受ける権利を事業者の地位を利用して一方的に消費者に不利に変更するものであり、信義則に反して消費者の利益を害するものであり、**消費者契約法 10条**に違反し、無効である。

2024年8月16日付回答書

「申入書にてご指摘いただきました点を踏まえ、当院としましては、本日以降使用する全ての同意書からご指摘いただきました記載を削除することといたしました。」と書かれた回答書を受領。

3 上記回答書に対する要請書（2024.10.1付）

令和6年8月16日以降に使用している、「施術者及びクリニックへの損害賠償請求や訴訟の権利を放棄いたします。」との記載を削除した同意書のひな形ないしは書式（患者様の個人情報の記載のないもの）を送付されるよう要請。

4 2024年12月27日付回答書

上記文言が削除された「同意書」のひな形が送付された。

5 2025年1月21日付にて、終了通知発送

IV コメント

- 1 事業者側からは、迅速かつ誠実な対応が得られた。
- 2 医療機関であっても、消費者が診療を受ける場合は、消費者契約となり、消費者契約法の対象となる。消費者被害防止ネットワーク東海では、これまでに、当件を含め、歯科も含め医療機関への申入れ事例が4件ある。

ご清聴ありがとうございました。



消費者スマイル基金 助成事業報告会
**再生医療等自由診療行為に係る
景表法・優良誤認表示の差止請求**

令和7年11月17日

特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本
弁護士 宮 城 朗
(問合先メールアドレス : qr85588@qa2.so-net.ne.jp)

1. 被告事業者の概要

- 1.事業者名称：医療法人社団サカイクリニック62
- 2.本店所在地：東京都渋谷区。
- 3.診療科目：主として①歯科治療、②美容皮膚科、③美容外科、④再生医療・免疫療法の4種であり、その他、医療行為ではないが、エイジングケアグッズ（サプリメント・化粧品等）の販売行為を行っている。

4.医療機関属性

- ① 自由診療のみを提供している医療機関である。
- ② 再生医療法に基づく「第2種再生医療等提供計画」を厚生労働大臣に提出し、再生医療を扱っている医療機関である。

2. 本件訴訟において差止対象とした広告の分析

- ①マクロファージ活性化療法
- ②マクロファージ活性化化粧品・サプリメント
- ③テロメア注射・点滴
- ④腸内フローラ移植
- ⑤エクソソーム点滴療法
- ⑥マイクロウェーブによる温熱療法
- ⑦高濃度水素吸入療法
- ⑧ACRS（自己血サイトカインリッチ血清療法）

具体例① 《マクロファージ活性化療法》

治療内容：「マクロファージ活性化療法とは、『LPS』（リポポリサッカライド）という物質を患者の体内に導入することでマクロファージを活性化させる治療法」

効用：「アレルギー性疾患」、「自己免疫疾患」、「アトピー性皮膚炎」、「傷」、「熱傷」、「感染症予防」、「糖尿病予防」、「骨粗鬆症予防」、「各種がん全般」、「不妊・婦人科系疾患」、「美肌効果」、「花粉症・アレルギー抑制」、「アルツハイマー予防」、「早期がん」、「進行がん」、「原因不明の不妊・精子や卵子の活性化」等の全ての疾患との関係で有効。

《調査・検討》

- ① マクロファージとは、白血球の一種であり、生体内をアメーバ様の形態で移動し、死んだ細胞等の不要物、細菌等を異物として貪食することによって清掃する細胞であり、自然免疫系の役割の一部を構成する。
- ② LPSの体内導入によりマクロファージが活性化されるとの知見の有無。⇒LPSがマクロファージに作用して炎症性生理活性物質の産生を誘導することはあるらしい。
- ③ しかし、同様の機序の内容のサプリメントで、消費者庁の措置命令が出ている。
- ④ 適応症例の範囲があまりに広すぎる。それだけで通常有り得ない。⇒それでも、LPSまたはマクロファージ活性化と各疾患のキーワードで検索をかけてみる。⇒内容的にきちんと当てはまるものは見当たらない。
- ⑤ そもそも免疫とアレルギーは裏腹の関係。免疫力強化でアレルギー疾患が改善するとの文脈の不自然。
- ⑥ がん免疫療法でマクロファージの治療応用を論ずる文献はあるが、臨床レベルではない。
- ⑦ 他方で、マクロファージの働きは、逆にがんの腫瘍を進行・増悪させる要因になり得るとの医学的知見が多数存在する。

5

具体例②《エクソソーム点滴療法》

- 治療内容：「エクソソーム点滴療法とは、患者に対し、エクソソームを含む幹細胞培養上清液を人体に投与するとの治療法」
- 優良性：「『エクソソーム含有量：1000 億個/ml』の『高濃度』」、「他の臍帯幹細胞培養上清液の数十倍以上」等々。
- 効用：「疲労回復、アンチエイジング、睡眠の質改善、免疫力維持・向上など」

《調査・検討》

- ① エクソソームとは、種々の細胞から分泌される脂質二重膜構造を持つ小胞。血液、唾液、尿、脳脊髄液等の体液や細胞培養液中に存在する。細胞外小胞の一種。
- ② そもそも幹細胞培養の上清液の投与であって、細胞治療ではない。本来的な再生医療の範疇には含まれない。
- ③ エクソソームのみをその他の不純物無しに精製・抽出することの技術的困難性。
- ④ エクソソームの個数の測定方法が不明。
- ⑤ 患者死亡報道⇒真偽不明ではあるが。
- ⑥ 理論レベルでのエクソソームの医学的有用性の可能性自体は否定しないが、未だ動物実験レベルに止まるのではないか。
- ⑦ エクソソーム等に対する日本再生医療学会からの提言、ガイダンスの公表。
- ⑧ 厚労省の注意喚起⇒諸外国も含め、有効性・安全性の確認、薬事承認の事例は無い。

具体例③ 《マイクロウェーブ温熱器による温熱療法》

広告内容：「マイクロウェーブを一回15分当てるだけでがんの細胞にマイクロ波が当たり、42.43度まで温度を上げがんの細胞を死滅していきます。（がんの細胞は42.43度で死滅するのでこれを続けることで癌が小さくなる。）」

《調査・検討》

- ① マイクロ波とは、周波数が300MHzから300GHz、波長が1mから1mmの電磁波。マイクロ波には、誘電体を主として分子運動とイオン伝導によって熱を発生させて加熱する作用がある。
- ② がんの治療としての温熱療法とは、ハイパーサーミア、加温療法などとも呼ばれる、マイクロ波やラジオ波等の電磁波を用いて腫瘍組織を加温する治療法をいう。⇒一応、らしき知見はあるらしい。
- ③ がん治療として温熱療法が選択されることはあるものの、一般的に温熱療法とは、放射線治療や化学療法などの標準治療（手術・化学療法・放射線療法等）と併用されることが多い治療法（集学的治療の一環）であり、これら標準治療の足りない部分、デメリット等を補うことにより相乗効果を狙う補助的治療法と位置付けられている。
- ④ 温熱療法を受けるだけで、がん細胞を死滅させる、小さくすることができるこの根拠となる客観的・医学的エビデンスは存在しない。

3. 差止請求の根拠と本件訴訟の位置付け

1. 前記8項目に関する被告クリニックによるインターネット上の医療広告が、景品表示法34条1項1号に基づく「優良誤認表示」（商品・役務の品質・性能・規格等の内容について事実と異なる広告表示を行うこと）に該当するとして、その差止を求めたものである。
2. 医療機関による「医療広告」について、その中で表示されている治療法の具体的な内容（効能・安全性）に関し、景表法上の優良誤認表示に該当することを根拠に適格消費者団体が差止請求を行う訴訟としては、日本で最初のものではないかと捉えている（※消費者庁 COCoLiSポータルサイトにて確認）。
3. 消費者庁・都道府県の行う措置命令としても、医療機関による医療広告における治療法の具体的な内容について、優良誤認表示による措置命令を下した事例は、提訴時点において1件も確認出来なかった（※消費者庁行政処分情報にて確認）。

4. 本件差止請求訴訟の目的（問題意識）①

- 保険診療を行う医療機関は、各専門分野の診療ガイドライン・成書（教科書的文献）等に確立した医学的知見が存在する治療法、厚生労働省と医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査・承認手続を経た医薬品・医療機器を使用した「標準治療」を行っているのに対し、「自由診療」を行う医療機関においては、必ずしも確立した客観的・医学的エビデンスによる裏付けが存在しない、あるいは不十分な治療法が、しかも保険診療と比較すると、かなり高額な価格で提供されている実状があり、かかる状況は、一般の患者（消費者）の利益に悖る。
- 特に、**医療機関による治療は、単なる財産的被害に止まらず、患者の生命と健康に直結する問題なので、重大**と捉えている。
- このように必ずしも確立した医学的エビデンスに依拠しない治療法が行われている場合、**(i) 癌その他の重大疾患について、患者が標準治療を受けて回復するという治療の機会を失うリスク、(ii) 安全性が客観的に保障されていない新規治療法により健康被害を受けるリスク、(iii) 治療効果が客観的に保障されていない未確立医療により高額の治療費を支払わされるリスク**、という3点のリスクが存在すると考えている。

5. 本件差止請求訴訟の目的（問題意識）②

- かかる現象は、近時、癌治療の免疫療法、再生医療等の領域において、増加の一途を辿っており、かかる状況に危機感を覚えている。被告に限らず、自由診療を行う医療機関において、本件被告のように医学的エビデンスが不存在または不十分な未確立医療を行い、不特定多数の患者（消費者）の被害を発生させている事案は、インターネット上の医療広告を散見するだけでも、無数に存在するため、今後も取り組みを強めて行きたいと考えている。
- 従つて、医学的エビデンスが存在しない、あるいは不十分な自由診療による未確立医療によって、患者が上記のような消費者被害を受けることを可能な限り未然かつ抜本的な抑止に繋がることを目的として本件提訴を提起した。
- かかる自由診療分野の弊害について、本来は、厚生労働省または消費者庁、都道府県が、行政として監督・規制すべき問題と考えられるが、自由診療分野については、何故か行政規制が非常に甘く、ほとんど野放しの状況と捉えている。特に、消費者庁は景表法上の優良誤認表示として措置命令が可能な事案は多数存在しているように見えるのに、動きが見えない。⇒本件提訴は、この問題を社会問題として提起し、本来在るべき行政の取り組みを引き出すという狙いもあった。

6. 自由診療における医療広告の問題性

1. 景表法による不当表示規制は、ありとあらゆる業種、商品・役務分野の広告に対して横断的に及ぶ一般的規制であり、業法規制の隙間を埋めるという建て付けとなっているから、医療広告もまたその規制対象となり得る。
2. 医療広告については、医療法6条の5、更に医療広告ガイドラインによる規制が存在するが、その内容自体もかなり甘めであり、かつ技術的・複雑で使い勝手が悪いこと、医療機関の監督は自治事務であり、厚労省自体が行政処分権限を有しているものではないこと、各都道府県の現場で人手も専門的知見も不足していること、インターネットパトロールも必ずしも強力な権限行使は不可能であること等から、医療広告、特にインターネット・SNS・動画サイト等の行政監督にエアポケットを生じている。
3. 厚労省は、保険診療機関に対しては、保険適用に伴う監督を通じてそれなりに強力な指導を行えるが、「自由診療」を行う医療機関に対しては直接規制を及ぼす手立てがなく、事実上の野放し状態に近い。⇒そのため、内閣府消費者委員会建議を通じた医療法改正後も美容医療の実態も変わらず、むしろ被害が増大している。⇒更に、同様の状況が、再生医療・免疫医療等に著しい拡大傾向。

7. 景表法上の優良誤認表示の判断基準

1. 優良誤認表示の該当性の判断基準は、景表法34条1項1号の文言と、消費者庁等による措置命令の運用実態から推知するしかないが、1つの手がかりとしては、「不当景品類お呼び不当景品類防止法第7条の第2項の運用指針」（不実証広告ガイドライン）がある。
2. これは、不実証広告規制（一定期間内に優良性の根拠となる資料を提出しなければ優良誤認表示として扱う。）の運用指針であるが、立証責任の問題は別として、何を以て「優良誤認表示」と認定するかの基準については、「合理的根拠資料」の有無による。
3. しかし、一応の合理的根拠資料が存在すればよいというものではなく、広告中の表示内容そのものとして、優良性を強調する内容だけが表示され、他方においていわゆる「打消し表示」が不存在、または不足している場合には、表示全体が一般消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するものとして優良誤認表示と認定・評価されることとなる。

8. 自由診療による医療広告と優良誤認表示

1. 医療広告において確実に「合理的根拠資料」に該当するのは、関連医学会においてコンセンサスの得られた「医学的エビデンス」（成書・診療ガイドライン・総説的文献・国内承認の得られた医薬品・医療機器等）である。
2. 保険診療であれば、これらの通常の標準治療で用いられている標準的な医学的エビデンスによる裏付けの有無と、その内容・範囲との合致を問題とすればよい。しかし、保険診療であれば、保険行政を通じてその辺りは厳しくチェックしているので、保険診療の分野ではそもそも大きな問題は少ないと考えられる。
3. これに対し、自由診療分野では合理的根拠の欠如という点で問題のある広告が多い。しかし、そもそも自由診療というのは標準治療・保険診療を超えた診療を行うということがそもそもの考え方、メリットであることから、上記の標準治療レベルのエビデンスを欠くこと、あるいはそれに合致していない治療法であることを以て、直ちに優良誤認表示であると決めつけることは出来ない。
4. しかし、自由診療であるからと言って、何をやってもよいというはずはない。そこで、何か枠をはめる方法として、協力医の指導を経て**「ランダム化比較試験」の実施による医学データを伴う医学文献の有無**という基準を考えた。

9. 本件提訴の経過と帰結

- 2024.4.4 問題意識の記載を伴う詳細な申入書的な「質問書」を送付。
- 4.12 こちらが問題とする医療広告全てを削除する予定である旨の連絡。
- 5.8 被告サイト上の広告に変化なし。⇒削除時期の問合せ。
- 5.14 削除時期は「来年になる」との回答。⇒時間延ばしと考えられた。
- 7.8 正式の「申入書」を送付。
- 8.17 回答書。来年になるとの回答変わらず。
- 8.28 41条書面を内容証明郵便にて発送。8月29日到達。
- 9.10 東京地裁に提訴と会見実施。
その数時間後に、差止対象広告がほぼ全てネット上から削除。
- 2025.3.28 数回の期日を経た後、訴訟上の和解成立。内容としては、①被告医療機関は、将来的にも当機構が不当表示として指摘した医療広告を行わない、②被告医療機関のサイト上で1か月間、優良誤認表示であるため削除するとの広告を掲載する。

10. 医療法（業法）による広告規制の現状（参考）

- ◆ **医療法第6条の5第1項**：「何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所について、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下この節において単に「広告」という。）をする場合には、**虚偽の広告**をしてはならない。」⇒**罰則付き**。
- ◆ **同条第2項**・医療法施行規則第1項の9：**比較優良広告**・**誇大広告**・公序良俗に反する内容の広告・治療等の内容又は効果に関する**体験談**・治療前後の**比較写真**・品位等。⇒いずれも**原則禁止**。⇒しかし**限定解除有り**。
- ◆ 上記を前提とした「医療広告ガイドライン」（令和6年9月13日）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001304521.pdf>)
- ◆ 「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」（第5版・令和7年3月）⇒ウェブ表示に特化した具体的な事例に基づく解説。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001439423.pdf>)

11. 医療法上の広告規制の評価（私見）

- ◆ 広告規制導入の沿革：平成29年医療法改正（施行平成30年）以前は、医療機関の広告は原則禁止の一方で、禁止対象の医療法上の「広告」の条件として、①誘引性（患者を誘引する意図）、②特定性（医療機関の特定）、③認知性（一般人が自ら求めずとも目に触れる状態）の3要件を充たさなければ該当しない、との消費者的目線からすると非常に不思議、不可解な解釈が主流であり、**Web広告・メルマガ・パンフレット等**は広告に該当しないとされていた。
- ◆ その趣旨は、患者は自ら必要とする治療にアクセスするためにWeb広告等を検索して情報を収集するのであるから、Web広告に強い行政規制を導入してしまうと、患者の情報収集と医療機関へのアクセスを阻害すること。
- ◆ しかし、自由診療による美容医療の広告に端を発する人身被害・契約被害が膨大となっていることが国民生活センターによって報告され、これを受けた自主規制としてのガイドラインが導入されたが、被害減少に繋がらなかった。
- ◆ そこで、平成27年に内閣府消費者委員会が、医療法上の広告規制導入の建議を行い、医療法が改正されて、上記③認知性要件が外され、Web規制等に対しても、正面からの広告規制が可能となった。併せて医療広告ガイドライン等も策定・実施され、その後、インターネットパトロール等の対策も執られた。

《現状の医療広告規制の評価》

- 医療法改正によって、消費者（患者）の最も問題のある「虚偽・誇大広告」は正面から禁止、罰則も導入されて強制力も担保、医療広告ガイドラインも詳細に整備。
→医療広告の適正化は、業法である医療法規制で十分では？
- 結論：現状はとても医療法上の広告規制が十分に機能していないことが明らか。
- 国民生活センターのPIO-NETに寄せられる美容医療に係る消費者相談件数は医療法改正・医療広告ガイドライン導入後もむしろ増加の一途を辿っている（令和6年度・10,717件 ※国セン報告書）。
- それどころか、**虚偽・誇大広告の領域が、各種内科・外科等の一般医療分野まで顕著に拡大**しており、その最たるもののが、**先端の再生医療・免疫療法、その中でも取り分けがん治療の分野の問題**が大きい。

《要因分析》

- ① 医療法の建付として強制力が担保されても**執行の手足が未整備**（医療は自治事務。医療事務は広汎で広告監視だけに人員を割けない。専門性の不足。各自治体で膨大な医療広告件数に対し圧倒的な人員不足）。ネットパトロールには強制力は無い。
- ② 厚労省自体は、医療保険制度を通じて標準医療による保険診療に対してはコントロール可能。他方、**自由診療**に対しては直接コントロール不可能。
- ③ 「**医療広告ガイドライン**」の内容が**膨大・複雑・専門技術的**過ぎるのでは？
- ④ 医療機関Webサイト広告に対する「**限定解除**」の4条件が緩すぎるので？

12. 結論

- 業法である医療法広告規制がWorkしていない現状では、広告表示の一般法である景表法で何とかするしかないのでは。⇒行政と適格団体。
- 前記のとおり、景表法には事業分野、商品・役務による垣根が無いので、医療広告にも適用可能。
- 消費者法である景表法の判断基準はシンプル。⇒医療広告の内容が本当か嘘か（客観的真実との齟齬の有無）。
- その判断の視点は、「一般的・平均的な消費者」の理解力・判断力を前提として、その医療広告の内容をどのように受け取るか。⇒専門・技術的な問題だけで決まるのではなく、「一般的な消費者に誤認を与えて、その合理的判断を阻害する可能性があるか否か」で判定される。
- 事前規制なので、現実の被害発生の有無を問わず、広告内容だけでその是非を判定することが可能。⇒受診後に説明するでは駄目。
- 医療広告についても、景表法による措置命令と課徴金納付命令、差止請求が積極的に行われることにより不特定多数の患者の被害を予防可能。

13. 医療広告の優良誤認表示の判断基準

景品表示法上の「優良誤認表示」の定義

- 「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」（5条1号）⇒消費者庁・都道府県の措置命令の基準。
- 「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示すること。」（34条1号）⇒適格消費者団体の差止請求の基準。
- 判断基準は同一。「優良」とは？⇒消費者庁のガイドラインを参照。

《不実証広告ガイドライン》

優良誤認表示該当性の判断基準は、「**広告の内容と一致する『合理的根拠資料』の有無**」による。「**合理的根拠資料**」と言える条件は下記。

- ① 提出された資料（合理的根拠資料）が、**客観的に実証された内容**のものであること。客観的に実証されたと言える否かについては、
(i) 試験・調査によって得られた結果、(ii) 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献等によって評価する。
- ② (広告として) 表示された効果・性能と、提出資料として実証された内容が適切に対応していること。つまり、客観的に実証された資料が存在していたとしても、広告内容が当該資料によって実証される内容との間で齟齬が認められる場合には、優良誤認表示となる。

⇒以上の優良誤認表示の判断基準を医療広告に当てはめると

- i. 医療広告で謳っている効果・効能の「**医学的エビデンス**」の存在。
- ii. その医学的エビデンスと広告が内容的に合致しているかどうか。
ということになる。

《エビデンスレベルと標準治療・自由診療の違いとの関係》（考え方）

- 標準治療・保険診療においては、効能・安全性に係る医学的知見が確立して、薬事承認等も下りて保険点数が認められた治療法なので、エビデンスレベルに問題は無いはずと考えられる。
- 他方、**自由診療**は、健康保険等の公的医療保険が適用されない医療技術・薬剤を使用する診療である。⇒当然、原則として、少なくとも国内における**エビデンスレベルは確立したものとは言えない場合が多い。**
- それでは、自由診療の広告は原則として優良誤認表示に該当し得るか？
⇒もちろんそうはならない。それでは、自由診療制度自体の否定となる。
- しかし、他方において、自由診療だから、医療保険のチェックを受けないから、裁量権は無限であり、契約自由原則の下で何をやっても良い、ということにはならないのは当然である。
- 景表法規制との関係で、その適法・違法の**境界線**はどこなのか？
⇒結論としては、広告内容とその根拠となる医学的エビデンスの照合・対比によって個別評価を行うしかない。その個別評価の判断基準は？

⇒問題は、医学的エビデンスの水準（レベル）と質である。医学論文と名の付くものであれば何でも良いということではないのは明らか。しかし、その基準の手がかりは、景表法の条文にもガイドラインにも何も書いていない。⇒以下は素人考えですが、現時点における「試論」です。

《エビデンスの内容面》

- ① 理論的な基礎研究、試験管内の実験（*in vitro*）⇒X これは明確。
- ② 動物実験（*in vivo*）⇒X 人間に対する治療の広告問題なのでこれも明確。
- ③ 治験や臨床試験が行われている治療の論文は？⇒△ 微妙。治療内容が治験・臨床試験の内容と完全に同一か。患者選別・施行方法等が厳格なプロトコルに合致しているか。フェーズは？治験・臨床試験における大規模ランダム化比較試験（※後記）の結果は出ているか。その結果は有意であったか否か。また、治験・臨床治験中であることの情報提供も広告内で必要。
- ④ 日本国内では未承認だが、海外では複数の国で標準治療、保険診療に取り入れられている治療法の海外論文は？⇒△ 微妙。しかし、相当規模のランダム化比較試験が海外で実施され、その結果、有効性と安全性が認められたとの海外文献が存在する場合には、優良誤認表示とまでは言えないのではないか。ただ、国内未承認である事実の情報提供は広告内で必要。
- ⑤ 国内承認は得られている薬剤だが薬剤添付文書記載の用法（適応症例）と異なる。⇒X これは消費者庁ガイドライン記載のケースで、広告とエビデンスの内容的合致が無いから不可であることが明確。
- ⑥ 国内承認が得られている薬剤による治療で、用法・用量も守っている。⇒O X しかし、それは既に「標準治療」であって先端医療ではないのでは？⇒表示内容が、もし標準治療と比較した優位性を謳っているのであれば、優良誤認表示に該当し得る。

《エビデンスの質》

- ① 標準治療範囲のエビデンス（成書・診療ガイドライン・総説的文献・薬剤添付文書等）→基本的に○ 但し、診療ガイドラインにもレベル差はあるし、推奨度A・B・Cの違いもあると考えられるけれども、その辺りは、素人である消費者団体としては立ち入らない。
- ② 個別の症例報告⇒× それだけでは有効性・安全性の裏付けとならない。偶々、その症例だけ、何らかの他原因（交絡因子）によって効能があったようにみえただけかもしれないから。
- ③ 原著論文（新規性のある論文）⇒△ 根拠として提示されている医学的データの信頼性次第。

《信頼性の高いエビデンスの条件》

- ① 長期間発刊を継続してきた信頼性の高い医学雑誌であり、学会・出版社による「査読」の過程を経ていること。
- ② 利益相反関係が除外されていること。
- ③ いわゆる「ハゲタカ雑誌」（オープンアクセス雑誌の仕組みを悪用した粗悪な学術誌）の除外。

広島大学ライティングセンター：<https://www.hiroshima-u.ac.jp/wrc/resource/predatory>

名古屋工業大学：<https://oa.web.nitech.ac.jp/openaccess/predatory-joumal/>

宮崎大学付属図書館；<https://libguides.lib.miayazaki-u.ac.jp/pathfinder/PredatoryJournal>

《臨床研究の方式によるエビデンス評価》

- 基本的に、当該医学的エビデンスが、優良誤認表示には該当しないと言えるための合理的根拠資料と評価されるためには、合理的根拠資料として提示される医学文献に記載されている知見が、「ランダム化比較試験」（RCT）によって裏付けられていることが最低条件と考える。
- ランダム化比較試験とは、一定の治療法の被験者を2群に分け、各グループの構成は、年齢・性別・体質・既往症等々の諸条件が完全にランダム化させた上で、一方のグループに治療を施し（処置群）、他方のグループには治療を行わない（対照群）、効果を比較する臨床研究の方式である。Ex.「抗がん剤投与」（独立変数）⇒「5年生存率の上昇」（従属変数）。
- ランダム化が必要なのは（コンピュータによる乱数表により行う。）、治療効果（因果関係）の判定に際し、治療行為以外の他の原因（交絡因子）の介入によりアウトプットの結果が影響を受けることを防止するためである。
- ランダム化された医療統計結果は、処置群・対照群の母集団の患者数が大きいほど、対象期間が長期に及ぶほど、結果が平準化されるので、信頼性が高い（大数の法則）。
- このような統計結果が無ければ、治療効果と安全性が客観的に検証されたとは言えないから、RCTの裏付けの有無を判断基準とすることは理論的におかしくない。
- しかし、訴訟の場で、裁判所がかかる厳密な判断基準を採用してくれるかどうかは未知数。また、他の臨床研究の方式が全て合理的根拠資料とならないかどうかも未知数。

14. 医療広告の具体的な検討方法・段取り

《団体内部における事前検討の手順》

- ① 対象広告のピックアップ・内容確定：直観的に見て、優良誤認表示と疑われる公告内容の洗い出しと特定、対象医療機関サイト上の広告その他の部分の内容確認。⇒治療行為の内容の特定。
- ② 合理的根拠資料の検討①：関連の診療ガイドライン、成書、総説的文献、薬剤添付文書等から標準医療的に見てどうなのか。⇒そのような治療法自体が標準治療の範囲であるかどうか（多くはおそらく範囲外）と、逆にそれ以上に標準治療の知見と考え方に照らして、矛盾・抵触、不合理、危険と見られるような部分は無いのかどうか。
- ③ 合理的根拠資料の検討②：標準医療の枠外であるとしても、自由診療レベルとして、それなりの医学文献のエビデンスは存在するのか。
- ④ 合理的根拠資料の検討③：一応それらしき医学的エビデンスがあるとして、そのレベルの検証。ハゲタカ雑誌ではないか、一応まともな文献であるとしても、ただの机上の理論や動物実験レベルではないか、現段階ではまだ治験・臨床実験の段階なのではないか。論文の質の評価として最も重要なのは、その知見がランダム化比較試験の裏付けのあるものなのか否か。
- ⑤ 合理的根拠資料の検討④：上記観点からまともと評価される医学的エビデンスが存在するとして、それは相手方クリニックが謳っている治療法と本当に同一の内容の治療法なのなか否か。
- ⑥ 打消し表示の観点からの表示内容全体の評価：治療法について医学的エビデンスが存在しているとしても、そのマイナス面、特に安全面、有効性の限界、費用の高額さ等について、きちんと打消し表示を伴っているか否か。

《医療広告中における打消し表示問題の検討項目》

- ① 広告している治療行為の重大な副作用・合併症リスクの情報説明が広告中に記載が懈怠され、または不十分ではないか。
- ② 国内における医薬品・医療機器としての医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査、厚労省の承認を経ていないこと（=有効性・安全性の確実な担保が無いこと）を表示していないではないか。
- ③ 国内承認のある医薬品等であっても、添付文書記載の適応外の治療行為であることを表示していないのではないか。
- ④ 治験・臨床試験実施中の治療法については、その結果として有効性・安全性に関する有意な情報が出ていない、あるいは否定的な結果が報告されている場合、その否定的情報を表示していないのではないか。
- ⑤ その他、ケースバイケース。

⇒広告内容全体としての強調表示と打消し表示の全体的評価なので、訴訟において裁判所がどこまで汲み取るかは未知数。

《相手方医療機関に対する質問書送付》

- この時点では、事前調査により、医療広告の内容となっている治療法の具体的な内容、その医学的妥当性と根拠資料の程度は、ある程度は目星が付いている。⇒しかし、「**医学的エビデンスが存在しないことの証明**」は、訴訟技術的には「**悪魔の証明**」の形なので、可能な限り事前に説明と情報開示を得る必要がある。
- また、素人である適格消費者団体としては、専門機関である相手方医療機関の説明と資料開示の過程を経ずに一方的に差止請求を行うことは不適切。
- そこで適格団体が十分な医学的エビデンスが存在しないと考える理由を開示しつつ、治療法の具体的な内容を確認し、併せて根拠文献の開示とそれに基づく説明を求める質問書を送付する。
- 適格消費者団体には、優良誤認表示であると疑われる相手方事業者に対し、広告内容の**合理的根拠資料の開示を要請する権限**が付与されている（**35条1項**）。但し、相手方事業者に対する強制力は無く、**努力義務**に止まる。⇒もっとも、相手方医療機関が特段の理由無しに開示を拒絶する場合には、団体サイト上で、その質問内容と合理的説明・資料開示が為されなかつた事実を**公表**する。⇒更に、**差止請求訴訟**となつた場合、合理的根拠資料となる医学的エビデンスの開示とそれに基づく説明回答を行わなかつたとの経過は、被告となつた当該医療機関にとって**不利な事情の1つ**となり得る。

《協力医からの意見聴取》

- 団体内の調査・検討、相手方医療機関に対する質問・資料開示要請の過程を経た上で、その結果を受けてその分野の専門家から意見を聴取する。
- 如何に時間をかけて慎重に調査・検討を重ねても、医学的問題については、弁護士を含む消費者団体構成員は素人なので、誤解、思い違い、検討不足、情報不足、根本的な理解力、基礎的素養の不足の可能性があるので、この過程はマストである。
- 十分に事前準備をして、意見聴取ポイント、疑問点の絞り込みをしてから臨む必要がある。
- 協力医から、有力な証拠資料の存在を教示して頂く可能性もある。
- 訴訟開始後に意見書の作成をお願いする可能性もある。

15. 自由診療の医療広告問題における消費者脆弱性の分析

- ① 専門医療機関と患者（消費者）との間の圧倒的情報量・素養の差。
- ② 治療の客体。専門性に対する高い信頼。⇒ここまでは全ての医療共通。
- ③ 進行癌のようなケース。⇒近い将来に予想される害悪、生命の危機。⇒時には必要以上の害悪の強調による誘引（危機的状況の認識に対する付け込み）。
- ④ 「最先端の再生医療・免疫療法」（ノーベル賞の研究と同じ）、「国の許認可を受けているお墨付き」（実際は登録）。⇒権威による誘導。社会的承認に対する付け込み。
- ⑤ 派手な広告戦略、体験談・ステルスマーケティング、自院の治療実績の強調、今だけキャンペーン、比較写真、動画サイトによる印象付け。
- ⑥ 保険点数の制約の無い自由診療による法外に高額な治療費。⇒非常識なほど高額である故に、却ってそれに見合う最高水準の治療との誤解。⇒希少性の誤解に対する付け込み。
- ⑦ 標準治療・保険診療と自由診療の関係に対する誤解。⇒標準治療は庶民の受けるお仕寄せ、枷の無い自由診療は高価値・ハイレベルな治療を受けられるとの誤認。⇒実際には、医療統計的に救命可能性・延命可能性の高い医学的エビデンスの裏付けのあるのは標準治療。⇒これも希少性の誤解に対する付け込み。
- ⑧ 優良誤認表示で誤った医療情報の刷り込みが先行し、希少で権威のある医療機関に受診したと認識すると（ハロー効果）、先入観で疑いを持たない。⇒受診後のインフォームドコンセントによる是正の可能性の低下。

16. 自由診療の医療側の背景因子の想定

※あくまでも断片的情報・経験から総合した推論で、必ずしも、裏取りまではできていませんが・・・。

《医療機関》

- 自由診療は過度の商業主義に流れているのではないか。⇒経営主体が、医師・医療法人なのか。営利事業者ではないか。医師・医療法人であっても実権があるか。⇒自由診療は「営利企業」と割り切るならば、それに見合う他分野と同レベルの規制が必要。
- 他方、標準医療の現場の厳しさ。加重労働。⇒知識・経験の不十分な医師の大量雇用という「直美」問題は、やがて「直再」・「直免」へ拡大？

《原材料等提供・培養機関・広告業者等》

- 新薬承認のハードルは限りなく高い。研究開発期間9年～10年、成功確率約3万分の1。巨額の資金・時間・人員がかかり、確実性も無い。（※「薬剤承認の仕組みについて」・医薬品医療機器総合機構・小児医薬品ワーキンググループ）<https://www.pmda.go.jp/files/000263354.pdf>
- ⇒自由診療による先端医療分野は、厳格な正規の新薬承認ハードルの潜脱的な迂回路となっているのでは？
- 自由診療の先端医療提供期間の広告文言、サイト構成、表示方法等は、非常に似通っていることが多い。美容医療やサプリメント業界でも同様の現象。⇒一括したインフラ提供機関が存在しているか？⇒その広告費用も高額診療の一因となっているか。

(株)ストエヌに対する共通義務確認訴訟

1. 原告について

特定非営利活動法人消費者機構日本

2. 被告事業者について

名称：株式会社ストエヌ（旧名称：株式会社グランデータ）

※商号変更時期は令和5年11月1日

法人番号：5013301042580

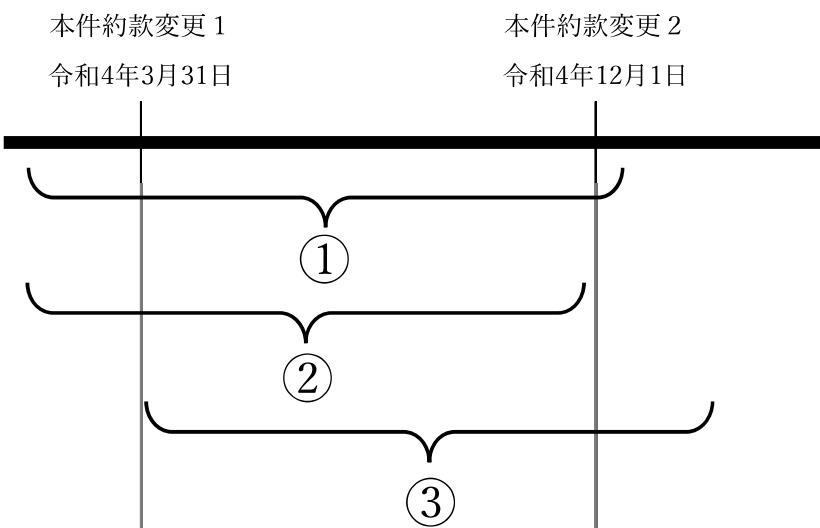
住所：東京都豊島区池袋2丁目36番1号

代表者名：代表取締役 永井 翔大

2. 対象消費者と損失(推計)

	対象	対象人数(契約数)	損失額(推定)
①	令和4年3月30日までに契約を締結 かつ 令和4年12月1日時点で契約を継続している消費者	57,000件	14億,9000万円
②	令和4年3月30日までに契約を締結 かつ 令和4年11月30日までに契約を終了した消費者	13,000件	
③	令和4年3月31日から11月30日に契約を締結 かつ 令和4年12月1日時点で契約を継続している消費者	26,000件	700万円

※上表の消費者は電気の使用住所地が東京都内である消費者



3. 裁判の焦点(民法548条の四の運用)(定型約款の変更)

民法548条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
 - 3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
 - 4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

【実体的要件】

要件	当機構の考え方
相手方の一般の利益に適合すること	相手方の全体の利益に適合するときをいい、全体からみて少數であっても、定型約款の変更により不利益を受ける者がいる場合はこれに該当しない。
契約をした目的に反しないこと	契約の相手方である顧客の主觀的な意図を意味するものではなく、契約の両当事者で共有された当該契約の目的を意味する。電気料金に関する条項は「中心条項」にあたり、その内容は契約の両当事者の認識として共有されているため、一方当事者のみによる変更は契約の目的に反する。
変更が合理的であること	そのような変更をすることが定型約款準備者にとって合理的であるかどうかではなく、当該変更が客観的に見て合理的であるといえるかどうかを問題としている。以下のように必要性・相当性があるとは言えず変更の合理性は認められない。
変更の必要性	事業者の経営上の必要性があれば変更の必要性が即座に認められるというわけではない。(株)ストエネは既に電気料金の計算式に燃料価格の要素を取り入れていたものであり、本件約款変更1及び2の必要性はなかった。
変更後の内容の相当性	(株)ストエネにおいて燃料費調整の上限を撤廃したにもかかわらず、さらに追加の調整が加えられたことにより、市場価格の影響をより一層大きく受けことになった。したがって相当とはいえない。
変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容	「本約款等を変更することができます。」と定めているが、その内容が明らかでなく、結局は、「当社が必要と判断した場合」に変更できるとするものである。(株)ストエネにどのような場合であれ変更権限を与えるものであり、変更の合理性を基礎づける判断要素とはならない。
その他の変更に係る事情	①電気料金が大幅に上昇するリスクがあることについて十分な説明をせず、法定書面の交付もしなかった。 ②変更の実施までに適切な猶予期間が必要であるところ、著しく短い通知期間(15日前までとする重要事項説明書記載の内容)にさえ反していた。

【手続的要件】

要件	当機構の考え方
①定型約款を変更する旨の周知	以下のように変更の周知という手續的要件も充足していない。
②変更後の定型約款の内容の周知	本件約款変更1 (株)ストエヌが令和4年4月8日に携帯電話のSMSで通知したURLにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった。また、本件約款変更1の対象となる約34万人の消費者に対し、契約締結後交付書面を交付しなかった。 本件約款変更2 (株)ストエヌが令和11月19日から20日頃に携帯電話のSMSで通知したURLにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった。
③効力発生時期の周知	本件約款変更1 5月1日に効力が発生する変更の周知を開始したのは4月8日であった。電気料金の変更が影響の大きい変更であることに鑑みると、この3週間程度の期間は、周知期間として十分とは言えない。

以 上

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 専務理事 板谷 伸彦
事務局 佐々木 晃

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066

令和5年6月26日
電力・ガス取引監視等委員会

株式会社グランデータに対する業務改善勧告を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項の規定に基づき、株式会社グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

1. 概要

株式会社グランデータ（以下「グランデータ」といいます。）は、令和4年5月1日付で電気の小売供給契約の変更（燃料費調整額の算出方法の変更など）を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約23万件の需要家に対し、契約変更前に、携帯電話のショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）などを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。また、この変更について、約34万件の需要家に対し、電気事業法で交付が義務付けられている書面を交付していませんでした。

さらに、グランデータは、令和4年12月1日付で電気の小売供給契約の変更（燃料費調整額の算出方法の再変更など）を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約15万件の需要家に対し、契約変更前に、SMSなどを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。

これらに加えて、グランデータの委託先などは、電気の小売供給契約の締結の勧誘などを行った際、他の小売電気事業者の名称に酷似した文言が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いるなど、需要家の誤解を招く情報提供などを行っており、グランデータは、委託先に対する指導・監督が十分ではありませんでした。

当委員会は、需要家に対する説明が十分でなかった点について、本年4月27日付で、グランデータに対して業務改善指導を行いました。その上で、当委員会は、本件に関する更なる調査を行い、その結果を踏まえ、本日、電力の適正な取引の確保を図るため、グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

2. 勧告の概要

- ① 今後、需要家に対する説明方法及び社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
- ② 今後、契約締結後交付書面の不交付の原因となり得る事象を把握し、是正するための社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
- ③ 今後、電気の小売供給に係る供給主体並びに電気料金及びその算出方法について、需要家の誤解を招くおそれのある情報提供を行わないよう、情報提供の方法及び委託先に対する指導・監督を含めた社内体制の改善など、必要な

措置を講じること。

- ④ 前記①から③までに基づいて講じた措置について、自社が電気の小売供給契約を締結している需要家に周知すること。
- ⑤ 前記①から④までに基づいて講じた措置について、令和5年7月31日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

業務改善勧告の詳細について

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 池田

担当者:安原、山下、古田

電話:03-3501-1552(直通)

訴 状

令和 7 年 5 月 30 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 鈴木 敦士

同 弁護士 高木 篤夫

同 弁護士 葛山 弘輝

同 弁護士 鈴木 さとみ

同 弁護士 後藤 卷則

同 弁護士 山本 瑞貴

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価格 160万円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 被告が、別紙対象消費者目録1記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、令和4年3月31日改定

の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額、及び、令和4年1月2日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額の不当利得に基づく返還義務を負うべきことを確認する

- 2 被告が、別紙対象消費者目録2記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、令和4年3月31日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額の不当利得に基づく返還義務を負うべきことを確認する
- 3 被告が、別紙対象消費者目録3記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、令和4年12月1日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月31日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額の不当利得に基づく返還義務を負うべきことを確認する
- 4 上記1から3の金額に対する、訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払義務を負うべきことを確認するとの判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、内閣総理大臣から、有効期間を令和4年8月19日から令和7年8月22日までとして認定の更新がなされた特定適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、平成30年7月13日、電力販売事業（電力小売事業）等を目的として設立された株式会社であり（甲2）、電気事業法2条の2に基づき登録を

受けた小売電気事業者である。

当初、被告は、株式会社ひまわりでんきという商号であったが、令和2年4月28日に株式会社グランデータに商号変更し、さらに令和5年10月31日に株式会社ストエネに商号変更している。

第2 事案の概要

1 はじめに

本件は、電気料金が安くなるなどと勧誘されたため、被告と電気供給契約を締結した消費者らが、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻などによって燃料価格が高騰する状況下において（甲12）、被告における令和4年3月31日の電気供給約款の変更（以下、「本件約款変更1」という。甲4の2）及び令和4年12月1日の電気供給約款の変更（以下、「本件約款変更2」という。甲4の3）により、電気料金の計算方法が燃料価格の上昇を過度に反映する計算方法に変更されたため、多額の電気料金を請求されたという事案である。

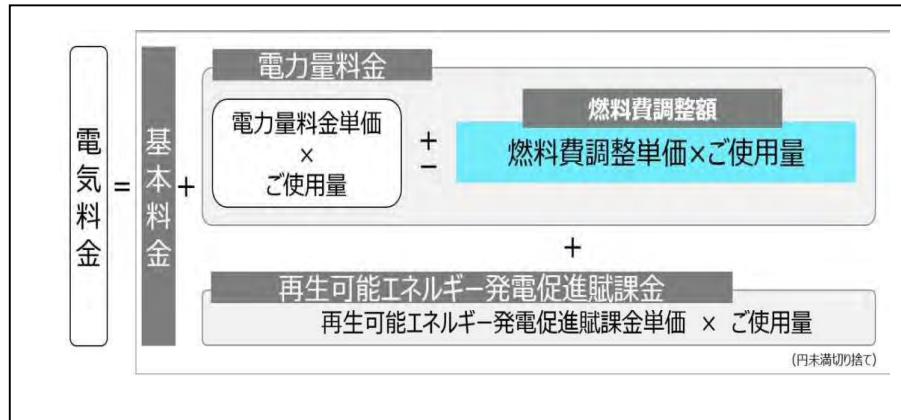
2 一般的な電気料金の計算方法について

一般的な電気料金の計算方法につき、東京電力を例として説明する。

東京電力の毎月の電気料金（従量制）は、契約電力に基づいて計算された基本料金と、使用電力量によって計算された電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算される。電力量料金については、燃料費の変動に応じて燃料費等調整額が加算されている（甲3）。

電気料金の計算式は以下のとおりである。

$$\text{電気料金} = \text{【基本料金】} + \text{【電力量料金 (電力量料金単価} \times \text{使用量)】} \pm \\ \text{【燃料費調整額 (燃料費等調整単価} \times \text{使用量)】} + \text{【再生可能エネルギー} \\ \text{発電促進賦課金】}$$



(甲 3)

上記のうち、燃料費等調整額は、燃料費調整制度に基づくものであり、燃料費調整制度とは、火力燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格変動および卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整するという制度である（甲 3）。

再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの買取りに要する費用が、全国一律の単価により電気の使用量に応じた賦課金として集められることになっているところ、当該賦課金のことをいう。

3 事案の概要

（1）被告の電気料金の計算方法

被告は、供給する電気料金の計算方法を電気供給約款において定めている。なお、電気供給約款は、平成30年10月1日に制定されて以降、今日に至るまで30回程改定がなされている。

（2）本件約款変更1以前の電気料金の計算方法（甲4の1）

被告における、令和4年3月31日の本件約款変更1以前の電気料金の計算は、電気供給約款（令和4年3月7日改定版）に基づいて行われており、その計算式は以下のとおりであった（甲7、甲4の1）。

$$\begin{aligned} \text{電気料金} = & [\text{基本料金}] + [\text{電力量料金} (\text{電力量料金単価} \times \text{使用量})] \\ & \pm [\text{燃料費調整額} (\text{燃料費等調整単価} \times \text{使用量})] (\text{上限有り}) + \\ & [\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}] \end{aligned}$$

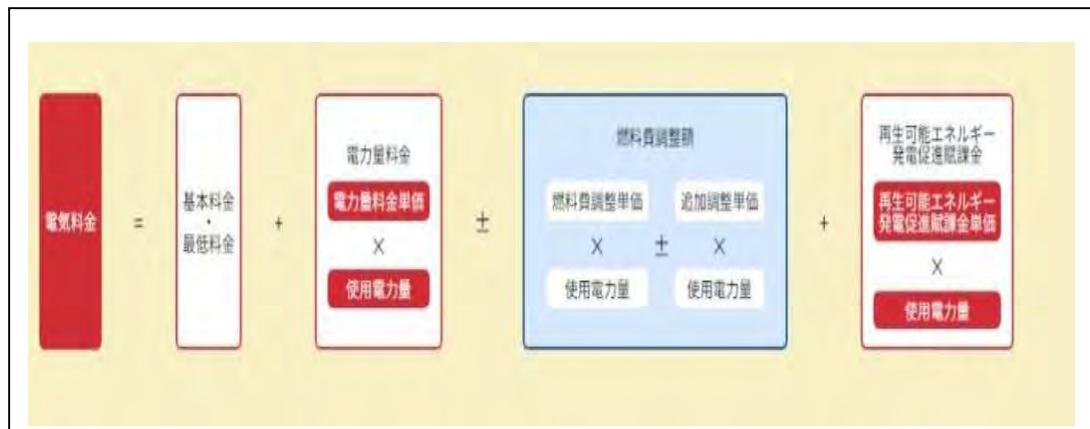
上記計算方法は、上述した一般的な電気料金の計算方法と同様のものであり、燃料費調整額によって、燃料（原油価格、LNG（液化天然ガス）、石炭価格）の3カ月間の平均市場価格を反映させたものとなっている。

なお、燃料費調整単価の適用については、平均燃料価格が計算される3カ月間の算定期間の最終月の2カ月後の検針日からその翌月の検針日までの期間の電気料金に適用される。したがって、各月の電気料金は、約3カ月後れて市場価格が反映されることになる。

(3) 本件約款変更1に基づく電気料金の計算方法の変更（甲4の2）

ア 令和4年3月31日、被告は、電気供給約款を変更し、電気料金の計算方法を変更した。その結果、電気料金の計算は以下の計算式によることとなった。

$$\begin{aligned} \text{電気料金} = & [\text{基本料金}] + [\text{電力量料金} (\text{電力量料金単価} \times \text{使用量})] \\ & \pm [\text{燃料費調整額} (\text{燃料費等調整単価} \times \text{使用量})] (\underline{\text{上限無し}}) \pm \underline{\text{燃料費調整額の追加調整額}} \\ & \quad (\underline{\text{エリアプライス平均値に基づいて計算される数値} \times \text{電力量}}) + [\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}] \end{aligned}$$



(株式会社ストエネ HP より)

変更箇所は、燃料費調整額の上限が無くなつたことと、燃料費調整額に更なる追加調整が加わつたことである。追加調整額は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「J E P X」という。）のスポット市場取引における毎月 1 日からその月の末日までの期間に係る供給区域のエリアプライス平均値が反映されている。

被告の上記計算式に基づく電気料金の適用期間については、追加調整の算定期間の約 3 カ月後となっている。適用開始時は、燃料費調整額の上限が無くなつた部分については、令和 4 年 5 月の検針日以降であり、燃料費調整額の追加調整部分は、令和 4 年 9 月の検針日以降である。

なお、J E P X のスポット取引とは、翌日に受渡しをする電気の取引を行う市場での取引であり、1 日を 30 分単位に区切つた 48 商品について取引が行われ、令和 2 年時点で新電力会社の約 6 割が J E P X における取引を利用している（甲 5・1 頁）。卸電力価格はエリアや時間帯、さらに、ガスや石炭の価格によって、度々高騰する特性があるといわれている（甲 5・4 頁）。

上記変更によって、電力料金は、本件約款変更 1 以前よりも市場価格の影響を大きく受けこととなつた。

イ 本件約款変更 1 が行われた際、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法 2 条の 13 第 2 項）を電磁的方法によって交付することを承諾した約 23 万人の消費者に対し、同年 4 月 8 日頃、携帯電話のショートメッセージサービス（以下、「S M S」という。）を使用する方法で約款変更について通知した。当該通知には、記載された U R L から変更内容を確認するようにと記載されていたものの、U R L にアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかつた（甲 6 の 1、甲 6 の 2・2 頁）。

また、被告は、本件約款変更 1 の対象となる約 34 万人の消費者に対し、契約締結後交付書面（電気事業法 2 条の 14 第 1 項）を交付しなかつ

た（甲6の1、甲6の2・2頁）。

（4）本件約款変更2に基づく電気料金の計算方法の変更（甲4の3）

ア 令和4年12月1日、被告は、再度電気供給約款を変更し、電気料金の計算方法を変更した。電気料金の計算式自体は、それまでの計算式と変わらないが追加調整額の計算方法が変更になったものである。

変更箇所は、燃料費調整額の追加調整額を、J E P Xが公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規定」に定める翌日取引）における毎月1日からその月の末日までの期間に係る供給区域のエリアプライスの平均値に1.20を乗じた値に変更したことである。適用期間についての変更はなかった。

本件約款変更2によって、電力料金は、本件約款変更1による計算方法と比較し、市場価格の影響をより一層大きく受けこととなった。

イ 本件約款変更2が行われた際、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法2条の13第2項）を電磁的方法によって交付することを承諾した約15万人の消費者に対し、同年11月19日から同月20日頃、SMSを使用する方法で約款変更について通知した。当該通知には、記載されたURLから変更内容を確認するようにと記載されていたものの、URLにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった（甲6の1、甲6の2・2～3頁）。

また、電気供給契約締結の際に交付された重要事項説明書には、料金の改定がある場合には15日前までに通知をしなければならないとの条項があったにもかかわらず、上記通知が行われたのは、料金改定の15日前よりも後であった（甲7）。

（5）電気の小売供給契約の締結時の勧誘について

被告ないし被告の委託先は、他の大手小売電気事業者の名称に酷似した名称を表示したウェブサイトを利用して、電気供給契約の勧誘を行ったため、

消費者は契約相手が大手小売電気事業者だと誤信して契約を締結するという事態が散見された。

また、被告ないし被告の委託先は、電気供給契約の勧誘の際、被告の電気料金が他社よりも必ず安くなるなどと述べて勧誘することがあった。

さらに、被告ないし被告の委託先は、電気供給契約の勧誘の際、電気料金の計算方法や、燃料価格ないし電気の市場価格の動向によっては電気料金が大幅に上昇するリスクがあることについて十分な説明をしなかった。

(6) 電気の市場価格上昇による被告の電気料金の上昇

令和4年、ロシアのウクライナ侵攻などを背景として燃料価格が上昇したため、電気の市場価格が上昇した。加えて、被告は、本件約款変更1および2により、市場価格の動向によって多大な影響を受ける電気料金の計算方法を採用したため、各消費者の電気料金も大幅に上昇した。

(7) 被告が業務改善勧告を受けたこと

令和5年6月26日、被告は、電力・ガス取引監視等委員会より、電気供給約款の変更における説明不足、法定書面の不交付等を理由として業務改善勧告を受けた（甲6の1～2）。

なお、上記業務改善勧告に先立つ令和5年4月1日、被告は、再々度、電気供給約款を変更し、燃料調整額及び燃料費調整額の追加調整を廃止して市場価格調整額を導入し、顧客への説明方法も変更した（甲14）。

第3 本件電気供給約款の変更が無効であること

以上のような本件約款変更1及び2については、民法548条の4第1項による合意があったとみなすことはできず、約款の変更は無効である。

その理由は、以下の通りである。

1 電気供給約款の「定型約款」該当性

定型約款に該当するためには、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方と

して行う取引」であること（要件①）、「その内容の全部または一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なもの」であること（要件②）、「契約の内容とすることを目的として」当該定型取引を行う「その特定の者により準備された条項の総体であること」（要件③）が必要である（民法548条の2第1項）。

本件電気供給約款は、ある特定の者が相手方の個性を重視せずに不特定多数の者を相手方として行う取引であり、要件①を充足している。また、本件電気供給約款により、契約内容の画一化による管理コストの低減が電気料金の低減につながる等、取引の内容の「画一化」が被告のみならず、「当事者双方にとって合理的」であると考えられるので、要件②を充足している。さらに、本件電気供給約款は、被告と顧客との契約内容に一括して組み入れられることを目的とするものであり、要件③も充足している。

以上により、本件電気供給約款は民法548条の2第1項が定める「定型約款」に該当し、その変更については同法548条の4が適用される。

2 定型約款変更の要件

定型約款による契約も契約に他ならないことからすると、本来は、その内容の変更には相手方の個別の合意を要するのが原則である。

しかし、不特定多数の相手方との取引を前提とする約款を利用した契約において逐一相手方から個別の合意を得ることは時間と手間を要するが多く、また、一部の相手方から個別の合意を得ることができなかつた場合には、約款を利用した取引のメリットが減殺されてしまうという問題がある。

そこで、民法は、定型約款の変更が、①相手方の一般の利益に適合するとき、または、②契約をした目的に反せず、かつ、③変更の必要性、変更後の内容の相当性、民法548条の4の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであ

るときには、定型約款準備者は、定型約款の変更をすることができるることを定めている（民法548条の4第1項）。

この要件が充足されれば、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなされ、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更することができる。

（1）定型約款変更の実体的要件

ア 相手方の一般の利益に適合するとき

定型約款を変更することが相手方の一般の利益に適合するときは、定型約款準備者は、個別に相手方と合意することなく定型約款を変更することができる（548条の4第1項1号）。

「定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき」とは、相手方の全体の利益に適合するときをいい、全体からみて少数であっても、定型約款の変更により不利益を受ける者がいる場合はこれに該当しない（甲8～10）。したがって、電気供給約款の変更によって顧客の一部にとってであれ、料金の値上げが生じ得る場合には、顧客の一般の利益に適合するとはいえない。

本件約款変更1では、燃料費調整額に独自の調整項である「追加調整」を導入するという内容の変更がなされ、本件約款変更2では、上記「追加調整」の額の算出方法を変更するという内容の変更がなされている。これらの約款変更により、電気料金が市場価格の影響を強く受けることになり、電気料金が大幅に上昇することとなった。

そのため、本件電気供給約款の変更は、顧客の一部どころか顧客全体の一般の利益に適合するものではないため、次のイの要件を充足しない限り変更は認められない。

イ 定型約款の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更が合理的なものであるとき

定型約款を変更することが契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性等の諸事情を考慮して変更が合理的なものである場合には、定型約款準備者は、個別に相手方と合意することなく定型約款を変更することができる（民法548条の4第1項2号）。

(ア) 契約をした目的に反しないこと

契約をした目的とは、定型約款準備者の契約の相手方である顧客の主観的な意図を意味するものではなく、契約の両当事者で共有された当該契約の目的を意味する（甲10）。

本件電気供給契約における電気料金に関する定型約款の条項は、契約の目的物や対価に関する条項（いわゆる「中心条項」）に当たり、その内容は契約の両当事者の認識として共有されているため、一方当事者のみによる変更は契約の目的に反するものであるとされる可能性が高い。

もっとも、中心条項も、定型約款の定義上除外されているわけではないから（民法548条の2第1項柱書）、電気料金の変更が直ちに契約をした目的に反する変更に当たるわけではない。変更の必要性等を勘案し、合理的な電気料金の変更もありうるが、その場合でも、次の（イ）の要件の充足が必要である。

(イ) 変更が合理的なものであること

定型約款の変更が上記（ア）の要件、すなわち、契約をした目的に反しないとしても、変更が、変更に係る諸事情に照らして合理的であることが必要である。

ここでの合理性は、そのような変更をすることが定型約款準備者にとって合理的であるかどうかではなく、当該変更が客観的に見て合理的であるといえるかどうかを問題としている。変更が認められるためには、定型約款準備者の事情だけではなく、相手方の事情も含めて変更に係る諸事情を総合的に考慮しなければならず、しかも、その判断は客観的に

見て合理的でなければならない。定型約款の変更のルールは、定型約款準備者に有利に運用されることを想定したものではなく、単に定型約款準備者にとって必要性があれば変更が認められるという性質のものではない（甲11）。

合理性の有無の判断に当たっての考慮事情としては、「変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情」が挙げられている。

① 変更の必要性

「変更の必要性」については、事業者の経営上の必要性があれば変更の必要性が即座に認められるというわけではない。電気料金の値上げのための電気供給約款の変更についても、経済情勢や経営状況の変動によって約款を変更する必要が生ずる場合として考慮の対象にはなり得るが、定型約款変更の合理性が問題なく認められるのは、例えば関連する法令に改正があった場合などであると考えられ、経済情勢や経営状況の変動によって変更の必要性が直ちに基礎づけられるわけではない。

本件においても、令和4年以降の燃料価格の高騰による事業者の経営悪化を原因として、電気供給が不安定化することを避けるため、電気料金の値上げが必要であったとも考えうるが、実際は、本件約款変更1の前に、被告は既に電気料金の計算式に燃料価格の要素を取り入れていた。

したがって、本件約款変更1及び2の必要性はなかったといえる。

② 変更後の内容の相当性

本件においては、前述のように、本件約款変更1および2により、市場価格の動向によって多大な影響を受ける電気料金の計算方法を被告が採用したため、令和4年頃の燃料価格の上昇により、電気の市場価格が上昇し、その結果、各消費者の電気料金が上昇したという経緯を認める

ことができる。

もっとも、本件約款変更1以前から、被告において燃料費調整は既に行われており、本件約款変更1によって燃料費調整の上限を撤廃したにもかかわらず、さらに追加の調整が加えられたことにより、電気料金の上昇はより大幅なものになったといえ、本件約款変更1による変更内容は過剰なものと考えられる。さらに、本件約款変更2によって、電気料金は、本件約款変更1による計算方法との比較においても、市場価格の影響をより一層大きく受けすることになり、本件約款変更2以降の電気料金は大幅に上昇した。このような特定の小売電気事業者の電気料金のみが短期間に大幅に上昇するという現象は、従来、ほとんど例がないものである。

以上のことから、本件各約款の変更後の内容は相当とはいえない。

③ この条の規定により定型約款の変更がある旨の定めの有無及びその内容

定型約款準備者が定型約款を変更することがありうる旨の条項（変更条項）が定型約款の中に設けられている場合には、相手方は定型約款の内容が変更される可能性があることを予測し得たといえることから、変更条項の有無が定型約款の変更が合理的であることを肯定するための事情の一つとして考慮される。例えば、変更条項において、定型約款を変更するための要件や手続が定められていた場合に、実際に行われた変更がその定めの内容を充足するものであれば、定型約款の変更が合理的であることを肯定する方向の事情として考慮される。

本件電気供給約款においては、被告は、「託送供給等約款（以下、「託送約款」という。）が改訂された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他、当社が必要と判断した場合、本約款等を変更す

ることができます。」と定めているが、この変更条項においては、「燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合」や「社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合」とはどのような場合なのか、その内容が明らかでなく、結局は、「当社が必要と判断した場合」に変更できるとするものである。

このように、どのような場合であれ変更権限を被告に与える変更条項は、定型約款の変更が合理的であることを肯定する方向の事情として考慮することができないのみならず、その変更条項自体の有効性も問題となりうるものである。したがって、本件変更条項をもって、定型約款変更を認める方向の判断材料とすることはできないのは当然である。

④ その他の事情

被告は、本件約款変更 1 及び 2 の通知の際に、電気料金が大幅に上昇するリスクがあることについて十分な説明をしなかったという事情があり、令和 5 年 6 月 26 日、被告は、電力・ガス取引監視等委員会より、電気供給約款の変更における説明不足、法定書面の不交付等を理由として業務改善勧告を受けている。

電気料金が大幅に上昇するリスクがあることは、変更の可能性を高めるものであるから、被告が上記リスクについて十分な説明をせず、法定書面の交付もしなかったという事情は、「その他の変更に係る事情」に当たり、変更の合理性を否定するものである。

また、電気料金の変更が実施されるのであれば、契約をそれ以上継続せず、他社に乗り換えるといった判断をすることもあり得るので、変更の実施までに適切な猶予期間が必要であるところ、本件電気供給契約の際に交付された重要事項説明書には、料金の改訂がある場合には、15日前までに通知をしなければならないとの条項があった。

この 15 日という期間は、本件変更が顧客に大きな不利益を与える電

電気料金の変更であることに鑑みると、著しく短いと言わなければならぬ。さらには、本件約款変更2については、変更が行われたのが令和4年12月1日であるところ、顧客に対してSMSを使用する方法で約款変更について通知がなされたのは、同年11月19日から20日頃であり、15日前までに通知するとの重要事項説明書記載の内容にさえ反している。

そもそも、電気料金の計算方法は消費者にとってわかりにくく、当初の電気供給契約の内容を理解するのも困難であるが、変更後の契約内容の理解はいっそう困難である。

このような状況下で、契約を継続せず、他社に乗り換えるといった判断をするためには、そのための説明を受け、態度を決定するための時間が必要であり、この点の配慮を欠く点も、本件電気供給契約の変更の合理性を否定するものである。

なお、本件は、被告と電気供給契約を締結した消費者らが、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻などによって燃料価格が高騰する状況下において（甲12）、被告における本件約款変更1及び本件約款変更2により、電気料金の計算方法が燃料価格の上昇を過度に反映する計算方法に変更され、その結果、多額の電気料金を請求されたという事案であり、こうした事情も、「その他の変更に係る事情」として、変更の合理性を否定するものである。

⑤ 変更の合理性についての結論

以上のように、電気料金の計算方法につき、市場価格の過度な影響を受ける本件のような料金体系にすることは顧客が高いリスクに晒されることになり、電気がライフラインの一つであることからすれば、電力会社の安定的な経営を考えたとしても、本件のような価格体系を取る必要性・相当性があるとは言えない。また、被告は約款変更の内容についての十分な説

明をしておらず、かつ、変更に当たっての法定書面も交付していなかったことや、変更の実施までの期間が短いといった事情を勘案すると、本件約款変更1および本件約款変更2のいずれにおいても、変更の合理性は認められない。

(2) 定型約款変更の手続的要件

さらに、定型約款の変更をするときには、以上の実体的要件を充足したうえで、手續的要件として、①定型約款を変更する旨、②変更後の定型約款の内容、③効力発生時期を周知する必要があり（民法548条の4第2項）、上記③の時期が到来するまでに上記の周知をしなければ、定型約款の変更の効力は生じない（548条の4第3項）。

ア 本件約款変更1に基づく変更

定型約款変更の手續的要件のうち、上記②の要件に関し、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法2条の13第2項）を電磁的方法によつて交付することを承諾した約23万人の消費者に対し、同年4月8日、携帯電話のSMSを使用する方法で約款変更について通知した。しかし、当該通知には、記載されたURLから変更内容を確認するようにと記載されていたものの、URLにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった。また、被告は、本件約款変更1の対象となる約34万人の消費者に対し、契約締結後交付書面（電気事業法2条の14第1項）を交付しなかった。

さらに、上記③の要件に関し、被告のウェブサイトには、「【約款改定日】2022年3月31日付、【約款適用（効力発生）時期】2022年5月1日から適用」との記載があり、5月1日に効力が発生する変更につき、その周知を開始したのは4月8日であった。この3週間程度の期間は、電気料金の変更が影響の大きい変更であることに鑑みると、周知期間として十分とは言えない。

したがって、被告は、本件約款変更1につき、定型約款変更の手続的要件を充足していない。

イ 本件約款変更2に基づく変更

令和4年12月1日、被告は、再度電気供給約款を変更し、電気料金の計算方法を変更した。この変更は、電気料金の計算式の大枠は、それまでの計算式と変わらないが追加調整額の計算方法が変更になったものである。

この変更が行われた際、被告は、契約締結前交付書面（電気事業法2条の13第2項）を電磁的方法によって交付することを承諾した約15万人の消費者に対し、同年11月19日から20日頃、SMSを使用する方法で約款変更について通知した。しかし、当該通知には、記載されたURLから変更内容を確認するようにとの記載があるものの、URLにアクセスしても変更内容の説明は十分になされていなかった。

したがって、被告は、本件約款変更2について、約款変更の手続的要件を充足していない。

3 結論

以上のことから、被告は、変更の合理性という変更の実体的要件のみならず、変更の周知という変更の手続的要件も充足していない。

したがって、本件約款変更1及び本件約款変更2について、いずれも変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなすことはできず、本件約款変更1及び2は無効である。

第4 損失

上記のとおり、本件約款変更1及び2は無効であり、少なくとも令和5年4月1日の約款変更が行われるまでは、電気料金は、本件約款変更1の前の電気供給約款（令4年3月7日改定版）に基づいて計算されるべきである。したが

って、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金を超えて、本件約款変更1又は2に基づいて計算され、被告に支払われた電気料金は法律上の原因を欠き、被告の不当利得となる。具体的な損失は、以下のとおりである。

- (1) 別紙対象消費者目録1記載の対象消費者と被告との間で締結された電気供給契約に基づき、令和4年3月31日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額、及び、令和4年12月1日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額。
- (2) 別紙対象消費者目録2記載の対象消費者と被告との間で締結された電気供給契約に基づき、令和4年3月31日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月7日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額。
- (3) 別紙対象消費者目録3記載の対象消費者と被告との間で締結された電気供給契約に基づき、令和4年12月1日改定の電気供給約款に基づいて支払われた電気料金から、令和4年3月31日改定の電気供給約款に基づいて計算された電気料金額を控除した金額。

第5 訴訟要件

1 多数性及び共通性

国民生活センターが集計した全国消費生活情報ネットワークシステム（PIONEER）によれば、本件約款変更1及び2が行われた時期を跨ぐ、令和4年3月1日から令和5年10月9日までの、「値上げ」「規約・約款」「高価格・料金」に関する被告への苦情・相談件数は、1571件にのぼる（甲13）。

また、上記の通り、被告は、本件約款変更1及び2につき、電気事業法上の説明義務を十分に履行していないとして、電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けているところ、当該業務改善勧告の理由において、説明義務違反の対象となる消費者数、すなわち、別紙対象消費者目録1記載の対象消費者数は約5万5000人、別紙対象消費者目録2記載の対象消費者数は約1万3000人、別紙対象消費者目録3記載の対象消費者数は約2万6000人である。

そして、本件は、電気供給契約における電気供給約款という定型約款中の、電気料金計算方法部分の変更の無効を理由とする不当利得返還請求権の問題であるから、請求を基礎づける主要な事実は、被告と電気供給契約を締結していた対象消費者全てにおいて共通である。

以上からすれば、本件訴えは、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「法」とする。）2条4号に定める「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害」につき、「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」に関するものといえ、いわゆる多数性、共通性の要件を満たしていることは明白である。

2 支配性

対象消費者については、電気供給契約に基づき、被告において当然把握している。そして、本件は、電気料金の計算方法の変更であるところ、数式を変更することで、機械的に定型約款変更後と変更前との差額を算出することが可能であることから、本件訴えは、法3条4項に定める「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断できることが困難であると認めるとき」に該当せず、いわゆる支配性の要件も満たす。

第6 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する事項

する規則 2 条 2 項 1 号の対象消費者の数の見込み

1 第 1 号の対象消費者の数の見込み

訴訟要件のいわゆる多数性の項で述べたように、本件約款変更 1 及び 2 の影響を受けた消費者の規模は大きく、対象消費者目録記載の消費者は 9 万 6 0 0 0 人程度と考えられる。

2 第 2 号の関連する共通義務確認訴訟

不見当である。

第 7　まとめ

よって、請求の趣旨記載の判決を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

- | | |
|----------|---------------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 証拠説明書 | 正本 1 通 副本 1 通 |
| 3 甲号証の写し | 正本 1 通 副本 1 通 |
| 4 資格証明書 | 2 通 |
| 5 訴訟委任状 | 1 通 |

当事者目録

- 〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地
原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表者代表理事 佐々木 幸孝
- 〒105-0003 東京都港区西新橋1-12-8 西新橋中ビル5階
ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 鈴木 敦士
TEL：03-3501-8822
FAX：03-3501-8824
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第1秋山ビルディング6階
ひかり総合法律事務所
TEL：03-3597-8701
FAX：03-3597-8140
原告訴訟代理人弁護士 高木 篤夫
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第1秋山ビルディング6階
ひかり総合法律事務所
TEL：03-3597-8701
FAX：03-3597-8140
原告訴訟代理人弁護士 葛山 弘輝
- 〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町3-11 中村ビル2階
和の森法律事務所（送達場所）
TEL：03-5269-2051
FAX：03-5269-2061
原告訴訟代理人弁護士 鈴木 さとみ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第1秋山ビルディング6階

ひかり総合法律事務所

TEL：03-3597-8701

FAX：03-3597-8140

原告訴訟代理人弁護士 後藤 巻則

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-7-15 落合ビル4階

弁護士法人木村雅一法律特許事務所

TEL：042-631-5160

FAX：042-631-5161

原告訴訟代理人弁護士 山本 瑞貴

〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目36番1号

被 告 株式会社ストエネ

上記代表者代表取締役 永井 翔大

対象消費者目録

- 1 令和4年3月30日までに、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年12月1日以降まで当該契約を継続していた消費者のうち、電気の使用住所地が東京都内である消費者
- 2 令和4年3月30日までに、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年3月31日から同年11月30日までの間に解除その他の理由により当該契約が終了した消费者的うち、電気の使用住所地が東京都内である消費者
- 3 令和4年3月31日から同年11月30日までの間に、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年12月1日以降まで当該契約を継続していた消费者的うち、電気の使用住所地が東京都内である消費者

(株)ラドルチェとの共通義務確認訴訟

2025/11/17 KC's 事務局

■ 被害の概要

株式会社ラドルチェ（以下「同社」という。）は、脱毛エステサービスを提供する業者である。同社は、対象消費者らとの契約でアフターサービスとして回数・期間無制限で施術を受けられるとしていたが、2022年1月ころに「アフターサービス施術(無償サービス)をセルフサービス施術へと移行させて頂く事しました」旨の告知を行い、対象消費者らの同意を得ることなく契約内容を一方的に変更した。またその後、2023年4月30日には全ての店舗を閉鎖して全事業を終了したため、対象消費者らは施術の提供を受けることができなくなってしまった。

被害人数：同社に対するお問合せの回答によると、該当契約のうち消費者裁判手続特例法施行の翌年以降の契約件数は、3283件。

被害金額：30万円～50万円の方が多いが、複数契約等で100万円を超える方もおられる。

■ 当団体の主張の経緯及び概要

- ・ 2023年8月29日に同社に対する共通義務確認訴訟を大阪地方裁判所に提起。
- ・ 本件契約書面には重要事項について記載不備がある。アフターサービスを期間及び回数無制限で受けられるとする内容は、対象消費者らが契約を締結するか否かを判断するにあたり極めて重要なことである。この内容を一方的に変更することが可能であれば、そのことを契約書面に記載するべきであるが、実際にはその記載がされていなかった。
- ・ 本件契約書の中途解約の精算条項の記載は、アフターサービス部分に関する対価の精算をまったく考慮していないため、対象消費者らに不利なものとして無効である。この点でも本件契約書面には重要事項について記載不備があるといえる。
- ・ 本件契約書面に重要事項について記載不備があるため、改めて不備のない書面が交付されない限り、現在でも当該契約を解除（クーリング・オフ）することができる。
- ・ 被告は本訴において、アフターサービスは一部の者のみが利用することを予定したものであったと主張したため、これを前提とすれば、アフターサービスの利用者が限定される旨の重要な事実を契約時に説明していなかつ

た（不利益事実の不告知）ことになるから本件契約は取り消される。

- ・上記理由から、同社は、契約者が既に支払った契約代金相当額を不当利得として返還する義務を負う。

■ 被告の主張の概要

- ・本件アフターサービスは、「契約」終了後の無償サービスに過ぎず有償契約の要素ではない。したがって契約内容とはならないから、特定商取引法の規制対象ではないし、提供中止も含め変更することは許される。
- ・アフターサービスが仮に契約対象であるとしても、本件における「変更」は、単に当初契約条項の不履行に過ぎず、「契約の変更」ではない。

■ 一審判決（2025年3月26日）

- ① アフターサービスの形態や変更可能性等についての記載がないことは、重要事項について契約書面の記載不備にあたる。
- ② 前提として「無償」のアフターサービスも本件契約の構成要素であることを認める。
- ③ 当団体によるクーリング・オフ権の行使を認める。
- ④ 本件契約書に、最終の役務提供から施術を受けないまま1年を経過した場合には契約が終了するとの規定があるため、これに該当する者はクーリング・オフできないとして、共通義務の対象から除外されたとした。

[④について当団体の見解]

- 理由付けが不充分であるうえ、独自の見解ではないかと思われる。
- 一審では全く争点となっていたかった論点である（被告からの主張もなかった），この判断は当団体にとっては「不意打ち」である。また、この判断によってどの程度の数の対象消費者契約者が対象から除外されるのか、また、被告が該当者を判別するための資料を有しているか、は全く不明であり以後の手続にも影響する。

※④以下の判断を不服として、2025年4月8日、大阪高裁に控訴

■ 控訴審の動き

- ・2025年7月9日第1回期日で弁論終結、同年9月10日、判決言渡しとされたうえ、裁判所から和解勧試あり。
- ・和解協議においては、当団体から相手業者に対して、①財産状況の提示、②1年以内の通院の有無等含む契約者リストの開示、の2点を求めたが、被告はこれに応じなかつたため、和解協議は打ち切りとなった。
- ・その後当団体は、全ての対象消費者についてクーリング・オフが認められ

るべきであるとして、裁判所に、追加の主張を行う書面を提出すべく弁論再開を申し立てた。

- ✓ クーリング・オフは通常の契約解除の効果と異なり、契約がはじめからなかった状態にして、消費者は一切の経済的負担がないようにするものであり、消費者保護を徹底した「無条件解除権」である。契約関係が終了していることを理由としてクーリング・オフができないとした原判決は現行法の解釈適用を誤っている。
- ✓ クーリング・オフに関する学説をみても「有効な契約の存在を前提としてそれを解除するという性質ではない」という考えが支配的であり、原判決の考え方は学説においてもおよそ支持されない。
- ✓ 書面記載不備を理由としてクーリング・オフを認めた裁判例をみると、契約の履行終了後でもクーリング・オフの行使を認めた例が多数みられており、契約関係が終了したことを理由としてクーリング・オフの行使は認めないとした原判決のような例は見当たらない。

以上から、原判決を破棄し、クーリング・オフの行使を認める判断を示すべきである、と主張。

- ・ 当団体が行った弁論の再開申し立てに対し、裁判所はこれを認めたうえ、9月10日に予定されていた判決の言い渡しを取り消しとした。
- ・ そのうえで10月8日に改めて口頭弁論が行われ、当事者双方がそれぞれ追加の主張・反論を行ったうえで弁論は終結した。判決の言い渡し期日は12月5日と指定された。

※消費生活センターの相談員の皆様へ

いつも当団体の活動に厚く支援いただき、ありがとうございます。

12月5日判決言渡しの後、簡易確定手続に移る可能性があります。また、信販会社のC B S フィナンシャルサービス、アルファノートに対しても共通義務確認訴訟を提訴すべく準備をしています。

契約者からお問合せがあれば、下記までご連絡いただくようご対応お願ひいたします。

特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

【連絡先（事務局）】 担当：袋井

〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室

TEL : 06-6920-2911 FAX:06-6945-0730 E-mail: info@kc-s.or.jp

脱毛工ステ契約に関する信販会社 への不当利得返還義務の確認訴訟 (ライフティ(株)事件)

1

令和7年1月17日(月)
埼玉消費者被害をなくす会 専門委員
弁護士 木村 智博(木村・東谷法律事務所)

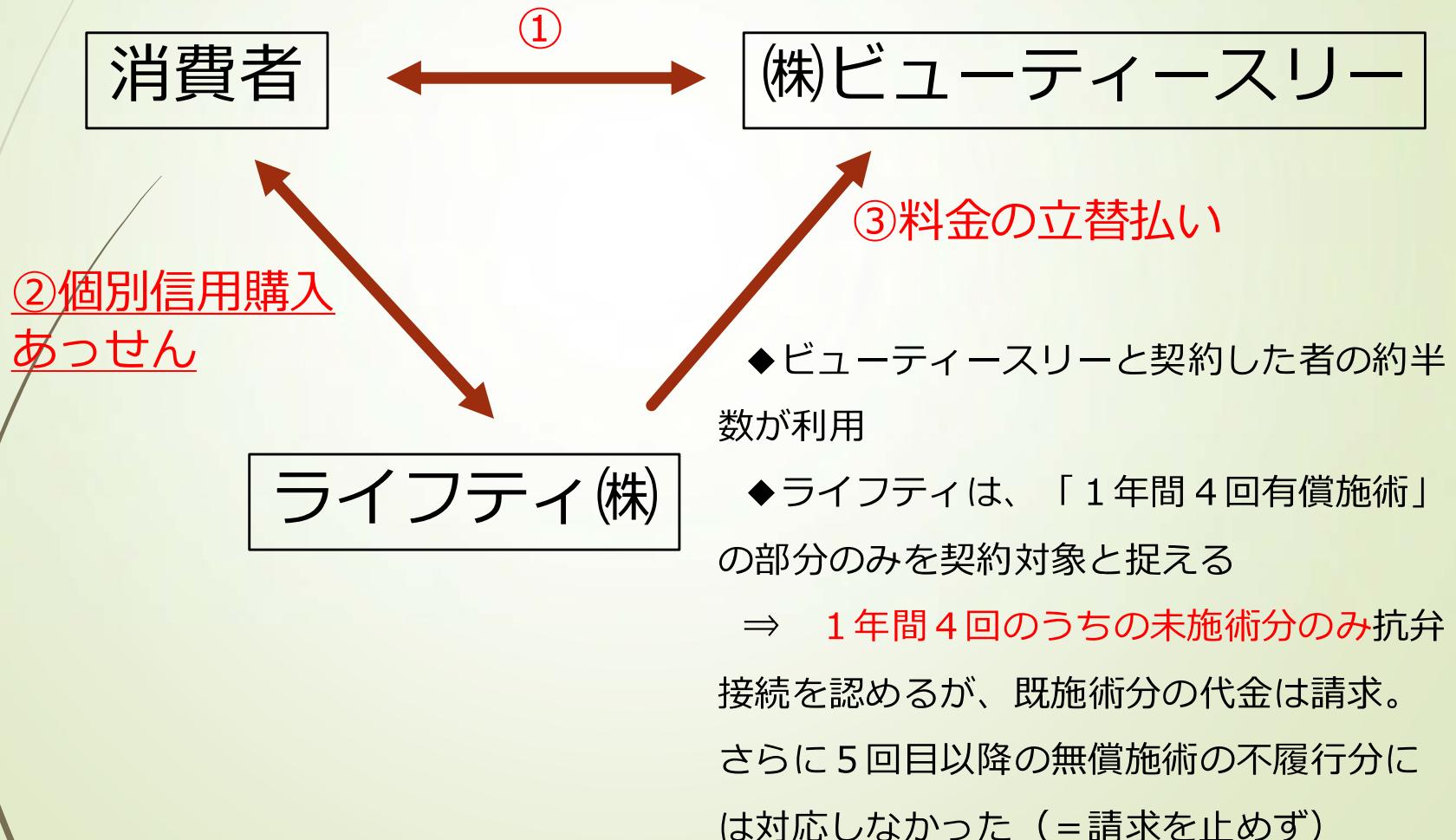
関係概念図

2

①脱毛工ステ契約

「1年間4回有償施術」 + 「5回目以降無償施術・期間無制限」

※ 代金は **1回10万円計40万円** 等に設定



ライフティ(株)訴訟の構造

3

◆さいたま地裁令和6年(ワ)220号 さいたま地裁第5民事部合議係
(令和6年1月30日提訴 → 令和7年12月26日(金)13時10分判決言渡し)

【原告】

特定適格消費者団体
埼玉消費者被害をなくす会

【被告】

ライフティ(株)



※消費者裁判手続特例法に則り、割賦金相当額の不当利得返還義務の確認を求める共通義務確認訴訟（第一段階目）を提起。

訴外：(株)ビューティースリー（店舗名：シースリー、C3）

…令和5年9月25日付け破産手続開始決定(⇒終結済み)

ライフティ(株)訴訟の期日経過

4

- ① R6.1.30 訴訟提起
- ② R6.5.17 第1回期日（口頭弁論）
- ③ R6.7.17 第2回期日（弁論準備）
- ④ R6.10.1 第3回期日（弁論準備）
- ⑤ R6.12.10 第4回期日（弁論準備）
- ⑥ R7.2.7 第5回期日（弁論準備）
- ⑦ R7.3.24 第6回期日（弁論準備）
- ⑧ R7.5.26 第7回期日（弁論準備）
- ⑨ R7.7.14 第8回期日（弁論準備）
- ⑩ R7.9.12 第9回期日（口頭弁論）
- ⑪ R7.12.26 判決言渡期日

本件脱毛工ステ契約を考えるまでの前提

5

医療機関ではない脱毛工ステ業者は、強力なレーザー光線等を毛根部分に照射して毛乳頭等を破壊する行為をなし得ない（平成13年11月8日厚労省医政局医事課長通知）

- 全身の脱毛状態の維持には、2年目以降も施術を継続する必要あり
 - ※ ビューティースリーは「**脱毛品質保証書**」も発行
- 5回目以降の無償施術は、有償施術のアフターサービスではなく、本件脱毛工ステ契約に不可分一体のものとして、4回目までの施術と同様の施術体制下で実施されるべき事業者の債務になるべき（**本件脱毛工ステ契約の実質的内容**）…全体を有償施術と評価
 - ※ 高額な料金設定は、5回目以降の施術を含むことで説明可能
- 4回目まで有償でそこまでの範囲での清算しか認めないのは、中途解約権・違約金上限規制の脱法を企図したものに過ぎず、本件脱毛工ステ解約の実質的内容に反する。

本件訴訟における争点と双方の主張

6

争点1 クーリング・オフの行使の可否

【原告（なくす会）の主張】

特定継続的役務提供契約の対価につき個別信用購入あっせん契約を利用した場合、消費者は、個別信用購入あっせん契約についても、原則8日間はクーリング・オフを行使可能（割販法35条の3の11）… 本件では該当するが8日は経過

↓ そこで、原告は、以下のように主張

個別信用購入あっせん契約に関し、加盟店が特定継続的役務提供契約を締結した場合、個別信用購入あっせん業者には法定書面交付義務（割販法35条の3の9）が課される

… 法定書面には、

- ・「与信契約自体」の内容や条件のほか
- ・「与信対象契約」の内容や条件に関する事項

も記載する必要あり

本件訴訟における争点と双方の主張

7

【原告（なくす会）の主張の続き】

ライフティの契約書は、ビューティースリーの本件脱毛工ステ契約を受け、ビューティースリーの契約書と同様に記載不備や虚偽記載がある

→そのため、書面不交付（不備書面交付）として、契約者は、いつまでも（5年？）、ライフティとの契約をクーリング・オフすることができ、施術済みの役務の対価を含めて全額返還請求可能

【被告（ライフティ）の主張】

・販売店の問題（中途解約規制違反があっても契約者とビューティースリーとの契約の問題）であるから、支払停止の抗弁を主張すべきであり、ライフティに対するクーリング・オフは認められない。

← H20年改正の趣旨に反する主張では？

・また、クーリング・オフは過大主張（支払停止の抗弁の範囲で救済されるべき）

本件訴訟における争点と双方の主張

8

「1年間4回有償施術 + 5回目以降無償施術・期間無制限」との記載に記載不備や虚偽記載があるといえるか？

【原告（なくす会）の主張】

・契約書面の法定記載事項

= 役務の提供回数や提供期間、役務の対価、中途解約権・違約金等

→ 「1年間4回有償施術」 + 「5回目以降無償施術・期間無制限」と書き分け、前者部分にしか法的効果（中途解約権の行使等）を認めないことは、**本件脱毛工ステ契約の実質的内容に反し**、契約内容の中核である役務の提供回数や役務の対価等についての記載不備や虚偽記載があると評価できる。

※ 本来は1回通常〇円、12回コース〇円 + 【永久割】コース終了後1回〇円などと書くべきで、代表的な業者はそのように記載している

また、中途解約権・違約金上限規制を潜脱する違法・無効な定めもあり、法の要求する記載要件を満たさない。

本件訴訟における争点と双方の主張

9

【被告（ライフティ）の主張】

- ・ 有償部分は1年間4回、その後は無償部分で期間無制限と明確に分けて記載しており、それは契約自由の原則の下、契約者とライフティとの有効な合意内容を表示したものであって、不備はない。
- ・ 回数及び期間の記載に多少の不備があっても、法定書面不交付と評価されるほどの重大な瑕疵とはいえない。

本件訴訟における争点と双方の主張

争点2 不実告知取消権の行使

【原告（なくす会）の主張】

- ① 「1年間4回有償施術+5回目以降無償施術・期間無制限」との記載は、2年目又は5回目以降は責任を負わない意図（中途解約を1年に限定する意図）。
→ 無償施術・期間無制限の部分も役務提供期間であるかのような事実と異なる表示を強調して契約者を誤認させており、不実告知に当たる。
- ② 無償施術・期間無制限という契約条件は、契約者が増えるほど新規顧客が減つて売上が減る一方で無償施術の顧客が増大し続け（医療脱毛ではないエステにおいてはより顕著）、いずれ履行不能となる破綻必至の商法
→ 無償施術を永続的に受けられるかのような事実と異なる表示をして契約者を誤認させており、不実告知に当たる。

ビューティースリーの勧誘に不実告知があるといえるので、契約者は信販会社ラ
イフティとの契約も取り消すことができる（割販法35条の3の15）。

本件訴訟における争点と双方の主張

【被告（ライフティ）の主張】

①に対して

- ・本件エステ契約が有償期間1年間の後、無料サービスとして期間の制限なく施術を行うことを内容とする契約であり、そのように表示、勧誘している以上、不実告知には当たらない。

②に対して

- ・破綻必死商法ではない。

○○放題というサービスは多々あり、業績が好調なものもある。

脱毛の効果に満足、ライフステージの変化などにより、施術しなくなる契約者もあり、本件エステ契約はそれらも想定していた。

本件訴訟における争点と双方の主張

争点3 支配性の要件、共通性の要件充足性（本案前の答弁）

【被告（ライフティ）の主張】

・一部の契約者は、他の事業者の引継ぎによる救済が図られている。

また、その場合に、抗弁放棄がなされている可能性がある（←被告の想像）

→ 当該契約者は簡易確定手続において債権が認められるべき対象にはならないが、
契約者ごとに、個別に同手続内で適切かつ迅速に判断するのは困難。

⇒ よって、支配性の要件を欠く。

・法定書面の記載内容が複数パターンある

⇒ 共通性の要件を欠く。

※また、他の事業者により役務提供を受けている場合に割賦金全額の返還を求めるのは
信義則に反するとか、対象期間（H31.1.1～R5.9.25までに契約した者）が長すぎ、施
術をそれなりに受けた契約者も不当に含まれるとの主張もあり。

本件訴訟における争点と双方の主張

【原告（なくす会）の主張】

- ・調査嘱託に対する嘱託先による回答によれば、ビューティースリーと顧客間における全身脱毛エステ契約を引き継いでいない
→ 支配性の要件を欠くとの被告主張の前提がない
- ・証拠上現れた契約書には、共通性を否定するほどの差異はない

【調査嘱託の申立てと文書提出命令の申立て】

- ・調査嘱託の申立ては採用されて、嘱託先からの回答は上記のとおり。
- ・文書提出命令の申立てについては、調査嘱託をほぼ同内容の文書の提出を求めるものであり、嘱託先から明確な回答が得られている以上、必要性なしとの書面提出済み。→ 判決と同時に判断されるので、却下される見通し。

【相談員の皆様へ】

簡易確定手続（第二段階目）に向けた対応のお願い

（1）本件の手続に参加できる対象消費者の範囲

平成31年1月1日から令和5年9月25日までの間に、**ビューティースリー**と契約締結した者（取消権の行使期間を考慮）

また、**ライフティ**と分割払いの個別信用購入あっせん契約を締結し、同社に対し、分割払いの全部又は一部の支払をしている者

※ **他のクレジット会社**の場合や**現金払い**の場合は参加不可

さらに、“第二段階目の簡易確定手続への参加前に”、**ライフティ**に対し、クーリング・オフ及び契約取消しの通知書（1通の中に2つ記載してOK）を送付しておく必要がある（**抗弁書の提出では不十分**）。

【相談員の皆様へ】

15

簡易確定手続（第二段階目）に向けた対応のお願い

（2）事前登録手続

なくす会は、現時点では、個々の対象消費者から受任できないため、
ＨＰに事前登録案内ページ

（<https://saitama-higainakusukai.or.jp/ryfety/>）を設け、
事前登録（無償）の受付を行うとともに、通知書の記載例やQ & Aも掲
載している（**別紙1**に案内ページ）。

事前登録者には、個別メールにて、訴訟の進行状況等の案内をしてい
る。

← **対象消費者に、この案内をお願いできると助かります。**

【相談員の皆様へ】

16

簡易確定手続（第二段階目）に向けた対応のお願い

（3）クーリング・オフ通知及び契約取消通知の発送

簡易確定手続（第二段階目）への参加には通知書の発送が不可欠

- ※ 当初は、ビューティースリーの破産手続開始決定日の1年後である令和6年9月25日までの通知を呼びかけたが、それは取消権の時効消滅を考慮して早めの通知を促したものにすぎないし（実際の取消権の時効消滅の起算点は様々）、メインの主張であるクーリング・オフについては1年間での時効消滅はしないと思われる（5年とする説が有力？）、**今からでも事前登録した上で、通知を出していただき**たく思っております。
- ※ **別紙2**に通知書の記載例を添付しました。

【相談員の皆様へ】

17

本件訴訟についてのお問合せ先等のご案内

◆なくす会のHPへのアクセス（<https://saitama-higainakusukai.or.jp/>）

- ・ ライフティ関連ページ（<https://saitama-higainakusukai.or.jp/ryfety/>）
 1. 訴訟の概要
 2. 集団的被害回復訴訟に参加希望される方へのご案内（別紙1）
 3. Q&A

その他、本件訴訟の期日案内等
- ・ 上記内容をご確認いただき、参加希望の消費者へのご案内をお願いいたします。
- ・ 電話対応は、なくす会の事務局で行いますが（HPご参照）、内容に関することは、上記Q&Aに記載されている内容のご案内にとどまります。
- ・ 個別事案のご対応は、前述の内容をご参考に、個々のセンター、相談員の皆様、各弁護士等に、当方の主張を参考にご対応いただきたく思っております。

【相談員の皆様へ

※ 昨年の記載の再掲なので情報が古い可能あり

本件以外の類似事案への対応のお願い

【2023 年の主な倒産事例】（「有償施術 + 無償施術期間無制限」型）

- ・脱毛ラボ（セドナエンタープライズ） 契約者 3 万人
 - ・ウルフクリニック（T B I） 契約者 1300 人
 - ・シースリー（ビューティースリー） 契約者 4 万 6000 人
 - ・銀座カラー（エムシーネットワークスジャパン） 契約者 10 万人
- ⇒ いずれも、「有償施術 + 無償施術通り放題」型
- ⇒ ビューティースリー以外への対応の必要性

本件訴訟における法的主張と被告信販会社の主張の現状を踏まえると、「ビューティースリー」+「ライフティ」の事案以外のトラブル事案については、**無償施術を含む契約全体の不履行を理由に信販会社に対し抗弁接続の主張をすることが可能と考えてください。**

⇒ 信販会社に対しては、抗弁接続規定（割販法35条の3の19）に基づき、債務不履行または中途解約により役務提供未提供分は支払いを拒絶するという対応。

【精算方法について】

無償施術部分を何回と観念するかにより、分母が異なるので、ここは主張に工夫が必要。

(例) 無償施術期間を消滅時効の5年とし、1年間4回のものだとすると、無償が20回となり合計24回となる。3回施術を受けている段階だと、未提供役務は24分の21となり、それを元に計算。

- ◆ 国民生活センター紛争解決委員会によるADRの結果の概要には、「脱毛工ステの返金に関する紛争」という項目があるので、そこでの解決手法を参考に解決を目指す
- ◆ 「脱毛工ステの中途解約に係る紛争案件 報告書（東京都消費者被害救済委員会）」（平成29年4月東京都生活文化局）
⇒ どちらにも、無償施術回数を実質的に有償施術回数に含めて考える解決方法を示す先例が示されている。

【類似事案の検索】

国センHPのトップページ

- > 「相談・紛争解決／情報受付」
- > 「国民生活センター紛争解決委員会によるADRの結果の概要」
 - > 「結果の概要一覧」 > 「理美容」 → 脱毛エステについても複数列挙
 - > 「公表年度別一覧」 > 2021年度 > 脱毛エステの返金に関する紛争(12)、(14)
- ← 無償施術回数を実質的に有償施術回数に含めて解決できた例



ご清聴ありがとうございました！！

埼玉消費者被害をなくす会 専門委員
弁護士 木村 智博(木村・東谷法律事務所)

2025年7月30日版

集団的被害回復訴訟に参加を希望される方へのご案内

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

集団的被害回復訴訟に参加を希望する方は、下記をご確認ください。

I. 対象の確認

対象となる契約者の方

下記①～③のすべてに当てはまる方が簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加対象となります

- ① 平成31（2019）年1月1日から令和5（2023）年9月25日までの間、ビューティースリーとの間で「全身脱毛無制限コース」の契約を締結した方であること（有料施術4回が終わって、5回目以降の無料施術が受けられない状態の人も含みます）
- ② 代金の支払いについて、ライフティの分割払いクレジット契約を締結し、ライフティに対し分割払いの全部または一部の支払いを行ってきた方（支払い完了の方も含みます）
- ③ 簡易確定手続（第2段階の訴訟）の参加申込手続をするまでに、ライフティ宛の「通知書」を送付してある方。

- 訴訟への参加を検討されている方は、至急通知書を送付ください。
- なお、上記3点をすべて満たす方が対象となります。裁判所の判決によっては、対象が変更される可能性があります。

*埼玉県以外の方も対象になります

2. 通知書の送付

- ・ ライフティ(株)あてに「通知書」を送付してください。
[「通知書」の記載例はこれら【PDF: 125KB】](#) [「通知書」の様式はこれら\(Word\) \(PDF\)](#)
- ・ 送付先 ライフティ株式会社 お客様相談室
〒163-0909 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス9階
*送付先は通知書（記載例）の下部に記載していますので、ご確認ください
- ・ データで印刷ができない場合は、手書きで作成いただいても問題はありません。
- ・ 「通知書」は、必ずコピーをとり保管してください。
- ・ 記録を残すために簡易書留で送付ください。

※債権回収会社から「債権譲渡・請求再開通知書」が送られてきた方は、送付する通知書が異なります。詳しくは「Q&A 9-1 ジャパントラスト債権回収株式会社から「債権譲渡・請求再開通知書」をご確認ください。

訴訟への参加を検討されている方は急ぎ「通知書」をご送付ください。

3. 事前登録

事前登録をお願いします。登録に費用はかかりません。

- 登録いただいたメールアドレスに、訴訟に関する情報発信をなくす会から行います。

事前登録フォームの URL

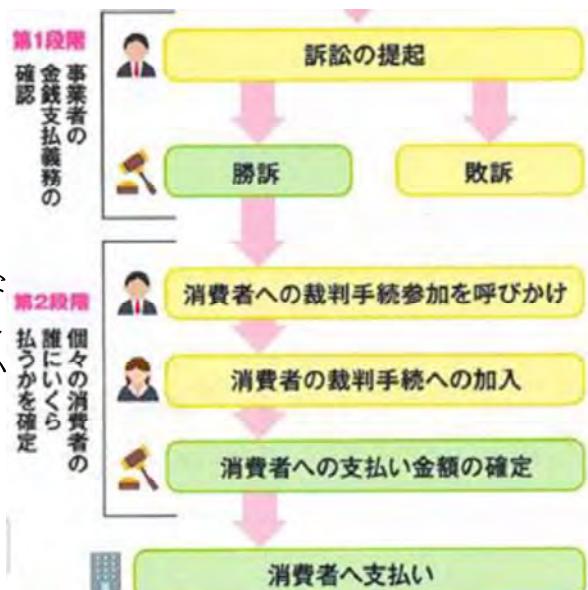
<https://forms.gle/DM7utCxwdXgttKWaA>



今後の流れ

【共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)】

- 共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)は、事業者に金銭支払いの義務があるかどうかを確認する訴訟です。消費者の参加は必要ありません。なくす会が勝訴した場合は簡易確定手続(第2段階の訴訟)へ進みます。なお、敗訴の場合は、本訴訟は終了し、本訴訟での返金を行うことはできません。
- 簡易確定手続(第2段階の訴訟)の訴訟に参加を希望する方に、訴訟の情報を伝えするために「事前登録」を呼びかけています。「事前登録」は手続への参加ではありませんので費用は発生しません。
- 訴訟の概要や進行状態、訴訟に関するQ&Aなどをホームページに掲載していくことで、それらをよくお読みのうえ、早めに事前登録をお願いします。



【簡易確定手続(第2段階の訴訟)】

- 簡易確定手続(第2段階の訴訟)は、個々の消費者にいくら支払うかを確定する訴訟です。
- 手続開始をホームページで公表するほか、「事前登録」した方には、なくす会から参加方法や費用についてメールでご案内します。締め切り日までに必要な書類を提出し、参加費用を支払っていただきます。
- 支払金額が確定した後、なくす会がライフティから合計額を回収し、個々の契約者の皆さんのが指定する口座へお支払いします。

消費者団体訴訟制度のWebページはこちら

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system

<ライフティに対する通知書の記載例(○部分に記載いただきます)>

通 知 書

1. 契約の表示

エステサロン: 株式会社ビューティースリー ○○店

契約日: 令和○年○月○日

契約の名称: 脱毛エステ 全身脱毛無制限コース

代金合計額: ○○○○○円

信販会社: ライフティ株式会社

クレジット契約支払総額:○○○○○円

支払方法: 月額○○○円、○○回払い

2. 脱毛施術の利用回数(有料・無料を含む): ○○回

クレジット支払回数(通知書送付時点まで): ○○回

3. 支払い拒絶・返金請求の理由

私は、全身脱毛5回目以降は無料施術・期間無制限を保証するという約束で契約しましたが、それが実行されない状態となりました。別会社による施術サービスの引き継ぎはお断りします。

5回目以降の無料施術を期間無制限で保証するという約束があるのに、契約期間1年間、有料施術は4回のみという契約書の記載は、特定商取引法に違反して違法・無効ですので、契約書面の記載不備を理由にエステ契約とクレジット契約についてクーリング・オフを行使します。

実行不可能な期間無制限・無料施術保証という勧誘により、これを信用して契約したので、エステ契約とクレジット契約について不実告知取消しをします。

つきましては、ライフティ株式会社におかれましては、埼玉消費者被害をなくす会の訴訟の結論が出るまで、私に対する請求を停止して下さい。

令和 ○年 ○月 ○日

新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリス 9 階

ライフティ株式会社 お客様相談室 御中

住所 ○○○○○

契約者氏名 ○○○○○

印